

第一章 關東大震災火災の概観及其の被害

區名	燒失に因る罹災人口		倒壊に因る罹災人口		計
	全	半	全	半	
赤坂	五、六〇〇	一一三	三〇	六七	五、六〇〇
四谷	七四、八〇〇	六	六	一八九	七四、八〇〇
牛込	二六、九〇〇	一五〇	三五	三五五	二六、九〇〇
小石川	一五、八〇〇	一九二	一五	三七三	一五、八〇〇
本郷	二五、九〇〇	二八	一一	三七七	二五、九〇〇
下谷	一九、五〇〇	五七	三四	二、三五七	一九、五〇〇
淺草	二七四、一〇〇	二、五七七	一、〇七〇	六、五二二	二七四、一〇〇
本所	三〇一、三〇〇	四八、三九五	三、七五五	六、四八一	三〇一、三〇〇
深川	一九四、八〇〇	二、七五五	一、三六四	七、一七七	一九四、八〇〇
合計	二、二六五、三〇〇	五八、一〇四	一〇、五五六	一八、三九二	二、二六五、三〇〇

備考 本表に於ける數字は内務省社會局調査數字と相違せるも兩者共概數にして、絶對的に正確なる數字は求め得ざるなり。

(市調査課調査)

各區別罹災人口

區名	燒失に因る罹災人口		倒壊に因る罹災人口		計
	全	半	全	半	
麴町	三六、八四九	—	—	—	三六、八四九
神田	一五、三九三	—	—	—	一五、三九三
日本橋	一五三、九〇二	—	—	—	一五三、九〇二

京橋	一五八、〇七三	—	—	—	一五八、〇七三
芝布	八二、二〇〇	—	—	—	八二、二〇〇
麻坂	一〇、三六七	—	—	—	一〇、三六七
赤坂	—	—	—	—	—
四谷	四、六〇〇	—	—	—	四、六〇〇
牛込	—	—	—	—	—

日 本 橋	神 田	麴 町
一五、九〇二	一五、三九三	三六、八四九
	三〇	一
	五	二九五
	二五〇	一
一五、九〇二	一五、七四八	三九、一四四

合 計	深 川	本 所	淺 草	下 谷	本 郷	小 川	牛 込	四 谷	赤 坂	麻 布	芝 橋	京 橋
一、五七三、四四四	一一一、七〇〇	二六五、六四四	二八八、二三七	一六〇、三九八	三五、三六九	三、六五〇	一	四、六〇〇	一〇、三六七	五	八二、一〇〇	一五八、〇七三
三六				六	五	三					五	
一八、六四二		二、五七四	一八	一、五二〇	二、二三〇	一、三七五	一、七七〇	二〇一	一、三〇〇	二、三〇八	五、二五五	
二〇、七三二		一、七八二	四三	一、二三〇	三、六四九	七五	二、八九五	一、二四〇	九四	一、九六〇	五、七〇〇	六五
一、六二二、〇三三	一一一、七〇〇	二七〇、〇〇〇	二八八、六六七	一六五、一〇四	四一、二三三	五、八四五	四、六六五	五、九四一	二二、四二二	四、三三〇	九三、二〇五	一五八、一三八

備考

麴町區は各町別に地圖戶籍簿各戸に就き調査せるものなり。
 神田日本橋京橋區は大正十一年十二月末公簿調査より推算す。
 芝區は罹災總戸數及人口を町別に調査したるものより算出す。
 麻布區は家屋臺帳により戸數を調べ一戸四人平均として算出す。
 赤坂區は公簿に基き戸數を調べ一戸四人として算出す。
 四谷區は燒失倒潰戸數人口は十二月六月末調査の公簿により、倒潰による罹災人口は一戸三人として算出す。

第一章 關東大震火災の概觀及其の被害

第一章 關東大震火災の概観及其被害

牛込小石川區は公簿により戸數を調べ一戸當五人として算出す。
本郷區は公簿により總罹災戸數人口を算定して之より割出せり。
下谷區は公簿により戸數を調べ一戸五人平均として算出す。
淺草本所深川區は何れも公簿より推算せり。

物質上の損害

東京市統計課の調査によれば、關東震火災の爲に蒙りたる東京市内に於ける物質上の損害中其の主なるものを左の如く計算せり。

河	一、一三二、四七二
道	二、〇一七、四五〇
橋	七、七四七、九三〇
上	一〇、一二八、八一四
下	一、一七二、四一〇
船	八、〇六五、〇〇〇
電	三九、二三七、六八八
建	一、一一二、一一二、六二三
工	一六四、三二〇、〇三四
家	六二七、六二八、五六〇
商	一、六〇一、三〇〇、六三四
倉	八七、三三九、五五七
公	七三〇、六八七
園	
合	三、六六二、九三三、八五九
計	

元より右の計算には (一)人畜の死傷 (二)株式の低落による損害 (三)土地價格變動による損害 (四)生産中止による消極的損害 (五)商取引中止による損害 (六)得意先權利其の他無形的財産の損害 (七)書畫・骨董・圖書其の他調査資料の焼失による損害 (八)失業による損害 (九)金銀地金の損害 (一〇)震災救済費 (一一)運輸交通の中止による損害 (一二)官衙公署會社の消耗品の損害 (一三)印紙郵券の焼失による損害等を含まず、若し之等の損害を見積らむか、其の額實に驚くべきものあらむ。
今其の物的損害に就き大要を述べむ。

商	品	一、六〇一、三〇〇、六三四
倉庫	在庫品	八七、三三九、五五七
公	園	七三〇、六八七
合	計	三、六六二、九三三、八五九

元より右の計算には (一)人畜の死傷 (二)株式の低落による損害 (三)土地價格變動による損害 (四)生産中止による消極的損害 (五)商取引中止による損害 (六)得意先權利其の他無形的財産の損害 (七)書畫・骨董・圖書其の他調査資料の焼失による損害 (八)失業による損害 (九)金銀地金の損害 (一〇)震災救済費 (一一)運輸交通の中止による損害 (一二)官衙公署會社の消耗品の損害 (一三)印紙郵券の焼失による損害等を含まず、若し之等の損害を見積らむか、其の額實に驚くべきものあらむ。

一 河 港

東京市内護岸工事の崩壊したるもの三十二箇所、延長約千間に及び、木柵其の他の崩壊したるもの十四箇所、其の延長千九百八十九間に達し、機械に於て八千二百圓、工作物に於て百十二萬四千二百七十二圓の額に及ぶ。

二 道 路

強震の爲道路の龜裂と崩壊は市内到る處に生じ、加ふるに石道、コンクリート舗道の如きは表面火焰の爲に崩裂し、殊に舗木道は大部分燃焼して全く用をなさざるに至り、其の損害十七萬三千三百圓に達し、更に其の他各種の舗道及附屬工作物、道路定著物等の損害を加算すれば總額二百一萬七千四百五十圓に上る。

三 橋 梁

被害橋梁の總數三百六十二にして内鐵橋十一、木橋二百八十一は焼失し、其の延面積一萬二千九百二十五坪に及び、其の損害額七百一萬四千九百六十圓は總額の九割餘を占め、其の他損傷を受けたるもの七十橋、其の面積八千七百十坪、損害額六十二萬五百圓にして更に橋梁燈に於て一萬二千四百

七十圓の損害ありたり。

四 上水道

上水道の被害は激震と共に、和田堀内水測所と淀橋浄水場間の水路缺潰數十間に亘るもの二箇所の外、二百餘箇所の龜裂を生じ、浄水場内のポンプも大部分は破壊され、且市内に於ける鐵管大故障の爲送水不可能となり、僅かに馬場先を中心とする丸ノ内一帯を除く外全部斷水の止むなきに至れり、其の外尙河川に架したる水道鐵管の架橋焼失せるもの、深川區六十六、本所區十三、日本橋區三、神田區三、京橋區一、合計八十六橋に及びたり、若し夫れ給水栓の焼失に至りては實に十五萬五千三百個の多數に及び、之を災前の二十四萬千四百七十五個に比すれば約六割四分に當る。

五 下水道

下水道の工事は下谷淺草方面にのみ限られ居たる爲、其の損害は上水道に比し小額なりと雖、尙諸機械工作物の損害九十七萬二千四百十圓、在來下水の破壊による損害二十萬圓を算したり。

六 船舶

警視廳水上警察署の調査によれば、府下の河川、東京灣沿岸等に繫留中火災に遭遇せる船舶總數二千二百七十隻、其の損害總額八百六萬五千圓と見積らる。

七 電氣事業

東京市内の電車は運轉中突然停電となり、車庫内又は市街各所に散在せる儘猛火に包まれ、遂に全焼半焼合せて八百二十四臺に及び、其の損害額千五百五十三萬五千七百圓に達す、此の外發電所變電所等の機械器具の損害も亦夥しく、其の額百九萬七千八百八十五圓と見積られ、尙市電電燈部東京電燈株式會社とも電線路需要家電氣工事其の他諸材料の損害又巨額に上れり。

八 建物

市内に於ける被害建物は棟數二十二萬五千五百五十五棟、延坪數五百四十九萬四千二百三坪にして内焼失二十一萬八千九百六十六棟、延坪數五百三十三萬千七百八十九坪に達し、災前市内建物總坪數の約六割一分に當る、其の他全潰千五百九十一棟、半潰千六百十二棟、大破壊二千九百八十六棟にして其の延坪數は合計十六萬二千四百十四坪なり。

此等被害建物一坪に付土藏五百圓、石造煉瓦造各三百圓、コンクリート造三百八十圓、木造百八十圓、圓(圓)町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、赤坂各區所在のもの百五十圓、四谷、本郷、下谷、淺草、本所、深川、牛込、小石川區

東京市内の電車は運轉中突然停電となり、車庫内又は市街各所に散在せる儘猛火に包まれ、遂に全焼半焼合せて八百二十四臺に及び、其の損害額千五百五十三萬五千七百圓に達す、此の外發電所變電所等の機械器具の損害も亦夥しく、其の額百九萬七千八百八十五圓と見積られ、尙市電電燈部東京電燈株式會社とも電線路需要家電氣工事其の他諸材料の損害又巨額に上れり。

八 建 物

市内に於ける被害建物は棟數二十二萬五千五百五十五棟、延坪數五百四十九萬四千二百三坪にして内焼失二十一萬八千九百六十六棟、延坪數五百三十三萬千七百八十九坪に達し、災前市内建物總坪數の約六割一分に當る、其の他全潰千五百九十一棟、半潰千六百十二棟、大破壊二千九百八十六棟にして其の延坪數は合計十六萬二千四百十四坪なり。

此等被害建物一坪に付土藏五百圓、石造煉瓦造各三百圓、コンクリート造三百八十圓、木造百八十圓(麴町・神田・日本橋・京橋・芝・麻布・赤坂各區所在のもの百五十圓、四谷・本郷・下谷・淺草・本所・深川・牛込・小石川區所在のもの其の他一般建物二百圓)と見積り、全焼・全潰は其の全額、半燒・半潰は其の六割、大破は其の三割を計上して損害を算定すれば、損害總額十一億二千二百一十一萬二千六百二十三圓に上り、商品の損害額に次ぐ大損失なり。

構造別	被害別			全			半			大			合		
	棟數	坪數	金額	棟數	坪數	金額	棟數	坪數	金額	棟數	坪數	金額	棟數	坪數	金額
土藏	一七八九〇	二七〇九五三坪	一三五四七六五〇〇円	二七	九三八坪	四六九〇〇〇円	二七	四四一坪	一三三三〇〇〇円	一九四	二八五六坪	四八、四〇〇〇円	一八、一三八	二七五、一八八坪	一三六、五〇六、一〇〇円
石造	一、二五一	三七八四三	一三、四四七〇〇	一五	二六四坪	九二四〇〇	一六	五七六坪	一、〇九六〇	二六	八五一坪	八九三五五	一、三〇八	三九、五三三坪	一三、五四七、四一五
煉瓦造	五、二九六	三五、二七三	一三、四四九五〇	五八	四、二七九坪	一四、九七六五〇	六八	四、三六五坪	九、六六五〇	二五九	一三、五九七坪	一四、二七六八五	五六八一	三、七四、九五四坪	一、二七、二九一、五五五
コンクリート造	二〇〇	六、六八三	二、五四一、五四〇	三	五七二坪	二、七三六〇	七	一、二七〇坪	二、八九五六〇	二〇	四、八〇〇坪	五、四七、一〇〇	二、三〇	七、三五二坪	二、四六、九六〇
木造	一、四〇、九八	四、五七、七六八	七、七七、二六、一〇〇	一、四八八	三、六九、九六、六四八	一、〇五〇	一、四九四	三、九、九五、三、四八八	二、四八七	五、六、六五八	二、九、二五、二〇七	一、九、五七、四、七、七〇三	一、一、五、七、七〇三	八、〇〇、五八、七八三	七、四、一〇、〇〇〇
その他	三三	一、五七〇	七、七、一〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	二、八九、三、五三、二七六	一、〇、〇、〇、三、四、一〇	一、五、〇、〇、〇、三、四、一〇	一、五、一	四、〇、〇、九、八、七、四、四〇	一、〇、〇、〇、〇、〇、〇	一、六、二	四、〇、〇、〇、四、四、七、九、〇六	—	二、九、六	六、七、三、五、四、二、七、八	—	三、五、一、五、五、四、四、一〇	一、一、三、一、一、三、三、三	—

(市統計課調査)

建物被害種別表

被害建物	全焼		半焼		全潰		半潰		合計
	棟	坪	棟	坪	棟	坪	棟	坪	
住宅	一八四、一〇三棟 三、九七、九五坪		一、〇八棟 四九坪		四九、二〇三棟 四、九二〇坪		四、二、五二棟 四、五七〇坪		一八八、七四棟 四、〇三、七五坪
官衙公署	二、九一五棟 二五、八八六坪				四九棟 三八坪		六棟 八七坪		二、九七〇棟 二七、〇八一坪
官衙公舎	五、五二棟 一七、〇〇二坪				一五棟 四九坪		一六棟 五〇坪		五、五三棟 一七、九六一坪
學校圖書館	一、三六棟 一四、一七九坪		四棟 六〇坪		三、五〇三棟 三、五〇三坪		七、四〇一棟 七、四〇一坪		一、四七二棟 一五、七四二坪
神社寺院會堂	二、三六五棟 七、〇〇七坪				六五棟 二、八九四坪		五七棟 二、三九〇坪		二、四八七棟 七、二九二坪
銀行會社	四、四七〇棟 一五、〇二五坪		二、二二棟 二、五〇二坪		五棟 五、八四坪		四、五〇八棟 四、五〇八坪		四、五八二棟 二六、八九九坪
工場倉庫	一八、三六四棟 五七、〇九一坪		二、二八棟 四、〇九九坪		二、五五棟 八、六二坪		二、九二棟 七、九四五坪		一八、八八九棟 五七、七五七坪
劇場娛樂場	二、四八棟 三〇、三九九坪				七棟 四八坪		八棟 四六坪		二、六三棟 三、三三六坪
其他	四、四八棟 八四、九九坪				四八棟 二、〇〇坪		四棟 一、八〇坪		四、五八棟 八八、七二坪
計	五、三三、七〇三棟 二八、九二二坪		八、三三三棟 九三三坪		七、二、七五棟 七、四六三坪		三、二、八六棟 三、三九六坪		五、三三、五七棟 五、四六一、六五坪

備考 本表には陸軍省所管の兵器工廠内の建物を含まず。

(市統計課調査)

(一) 官衙公署

市内官衙公署は前表の如く全焼せるもの二千九百十五棟、全潰せるもの四十九棟、半潰のもの六棟に及び、外に官舎公舎全焼五百六十二棟、全潰十五棟、半潰十六棟あり、其の主要なるものを擧ぐれば、大藏省内務省文部省農商務省逓信省鐵道省特許局印刷局中央電信局會計検査院砲兵工廠煙草專賣局、神田下谷浪花京橋銀座芝の各電話局分局、警視廳鐵道病院上野驛新橋驛萬世橋驛飯田町驛等あり、

計	二、八、九二棟 五、三、七、四〇二坪	八、三、三三棟 八、三、三三坪	二、七、五五棟 三、一、四六三坪	二、八、六六棟 三、三、三九坪	三、四、五七棟 五、四、六一、六〇五坪	其 の 他	八、四、九二坪 八、四、九二坪	二、〇、〇〇坪 二、〇、〇〇坪	一、八、〇三坪 一、八、〇三坪	八、八、五七坪 八、八、五七坪
---	-----------------------	--------------------	---------------------	--------------------	------------------------	-------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------

備考 本表には陸軍省所管の兵器工廠内の建物を含まず。

(市統計課調査)

(一) 官 衙 公 署

市内官衙公署は前表の如く全焼せるもの二千九百十五棟、全潰せるもの四十九棟、半潰のもの六棟に及び、外に官舎公舎全焼五百六十二棟、全潰十五棟、半潰十六棟あり、其の主要なるものを擧ぐれば、大藏省・内務省・文部省・農商務省・逓信省・鐵道省・特許局・印刷局・中央電信局・會計検査院・砲兵工廠・煙草專賣局、神田・下谷・浪花・京橋・銀座・芝の各電話局分局、警視廳鐵道病院上野驛新橋驛萬世橋驛飯田町驛等あり、此の外アメリカ大使館支那公使館及總領事館ブラジル大使館等全焼の厄に遭ひ、倒壊大破せるもの亦尠からず。

本市關係の建物にありては左記九區役所及電氣局本廳舎を燒失せり。

麴町區役所廳舎	約 四五三坪
神田 同	同 四六六坪
日本橋 同	同 六一四坪
京橋 同	同 四三八坪
芝 同	同 七九二坪
牛込 同	同 三〇五坪 (破壊)
下谷 同	同 六一六坪
本所 同	同 八二〇坪
深川 同	同 六九六坪
電氣局本廳舎	同 二、四九三坪

(二) 小 學 校
其の他深川圖書館・施療病院・月島鐵管工場本所病院等五十八箇所を燒失せり。

第一章 關東大震災火災の概観及其の被害

本市小學校の被害は焼失せるもの百十七校、二千五百七十學級にして震災前に比すれば其の六割を焼失し、他は何れも大破又は小破を蒙れり。
被害狀況左の如し。

區名	罹災前	焼失破	損	無破損
麴町	七	二	一	五
神田	四	三	一	一
日本橋	三	三	一	一
京橋	五	九	〇	〇
芝布	〇	一	七	七
麻坂	七	一	七	一
赤坂	七	一	七	一
四谷	二	一	二	一
牛込	三	一	三	一
小石川	二	一	九	一
本郷	八	三	五	一
下谷	八	六	一	一
淺草	八	六	一	一
本所	九	八	一	一
合計	一六五	二七	一五	一

深川	一六五	二七	一五	一
合計	一六五	二七	一五	一

(市統計課調査)

因之總夫學校の在籍兒童數十四萬五千九百九十八人にして震災前の全市小學校在籍兒童數二十三萬

本	淺	下	本
所	草	谷	郷
九	八	八	二
一	八	三	二
一	一	五	九
一	一	一	一

深	川
合	計
一	五
二	七
五	一
一	一

(市統計課調査)

因に焼失學校の在籍兒童數十四萬五千九百九十八人にして震災前の全市小學校在籍兒童數二十三萬九千八十七人に比すれば其の六割一分に當る。

此の外市内の中等學校以上各種學校の罹災したるもの公立女學校十三校、生徒數七千五百二十二人、同實業學校十三校、生徒數三千七百四十八人、同專門學校十校、學生數千八百八十二人、同大學十三校、學生數七千六百八十八人なり。

(三) 圖書館

市立圖書館中焼失せるもの十二箇所、焼失圖書十萬千九百十三冊、此の外官公私立圖書館にして罹災せるもの十六箇所、此の焼失圖書百七萬冊以上に上る。

(四) 神社寺院及教會堂

市内罹災神社は焼失百五十一社半潰二社、寺院全焼六百三十三箇所全潰十三箇所半焼二十九箇所半潰七十六箇所、教會堂焼失二百二箇所半潰四箇所に及び、神田明神日比谷大神宮深川八幡宮東本願寺西本願寺回向院等悉く炎上せり。

市内社寺教會堂焼失數

區名	神社	寺院	教會堂
麴町	平河神社	外一社	一番町教會外四箇所

神田	神田明神外 十社	智泉院外 三箇寺	ニコライ堂外 二十五箇所
日本橋	水天宮外 二十六社	本願寺外 五十九箇寺	龜島教會外 十四箇所
京橋	波除神社外 二十二社	青松寺外 十九箇寺	新橋教會外 十九箇所
芝小石川	日比谷大神宮外 十七社	昌成寺外 四箇寺	
本郷	諏訪神社外 三社	廣徳寺外 四十八箇寺	中央會堂外 二箇所
下谷	下谷神社外 八社	本願寺外 二百六十六箇寺	神道教會外 三十九箇所
淺草	鳥越神社外 二十八社	回向院外 五十六箇寺	統一閣外 二十七箇所
本所	牛島神社外 十二社	靈岸寺外 七十箇寺	天理教會本所支部外 四十箇所
深川	八幡宮外 十三社	布	聖公會外 二十三箇所
計	百五十一社	六百三十三箇寺	二百二箇所

(五) 官公私立病院

市内官公私立病院の焼失したるもの百六十二にして之を各區別に示せば次の如し。

區名	燒失數	區名	燒失數
麴町	六	京橋	二〇
神田	五九	芝	九
日本橋	二六	麻	一

赤坂	一	下谷	一
四谷	一	淺草	一三
牛込	一	本所	九
小石川	一	深川	四
本郷	三		

日	神	麴
本		
橋	田	町
二六	五九	六
麻	芝	京
布		橋
一	九	二〇

本	小	牛	四	赤
	石			
郷	川	込	谷	坂
三	一	一	一	一
合	深	本	淺	下
計	川	所	草	谷
一六二	四	九	一三	一二

(六) 諸會社及銀行

東京市に本店を有する會社にして罹災せるもの二千五百八十九社、その拂込資本金概算二十二億三千八百六十五萬圓なり、諸會社中被害影響の大なりしは商業及工業會社にして、其の罹災數前者は千二百六十六、後者は九百五十八の多きに及び、殊に東京電燈は二千六十四萬六千圓、富士紡績は千三百三十四萬五千圓の損害額なりと稱せられ被害全會社の帳簿上に於ける損害總額は一億七千四百萬圓近くに上り、之が拂込資本に對する被害割合は一割二分四厘に當る、以て如何に其の損害の我事業界に及ぼせる影響甚大なりしかを窺ふに足るべし。

更に東京市内の銀行本店百三十八、支店三百十の内本店百二十一、支店二百二十二は類焼の厄に罹り、日本銀行を首め東京組合銀行八十四行中七十六行は焼失し、僅かに無事なりしもの日本勸業日本興業三菱小池麴町及横濱正金臺灣住友の各本支店八行に過ぎず、是等も亦一時臨時休業を爲すの止むなきに至れり。

(七) 劇場其の他興業場

市内劇場の焼失したるもの二十箇所及び、焼失を免れたるもの僅かに二箇所を數ふるに過ぎず。活動寫眞館は震災前五十六館を有したりしが、内四十三館を焼失し、其の他の寄席興業場焼失六十

第一章 關東大震火災の概観と其の被害

八箇所に達す、即ち其の總數に於て焼失せるもの百三十一箇所、殘存せるもの五十七箇所なり、就中淺草區最も被害甚しく、劇場の焼失十一箇所、活動寫眞館の焼失せるもの十四箇所、其の他興業場の焼失せるもの十三箇所、合計三十八箇所にして殘存せるもの僅かに一箇所に過ぎざる状態なりし。

九 工場機械

本市内に於ける震災に因る焼失工場數は七千二百二十二工場にして、其の使用原動機の臺數は九千七百九十臺に達し、就業職工數は實に七萬二千三百七十九人に上れり、之を震災前大正十一年十二月末日現在調査に比すれば其の焼失工場數は約七割に當り、職工數は約八割に達す。
今焼失工場の種類及其の損害額を示せば左の如し。

種類	焼失工場數	原動機臺數	従業職工數
染織工場	四九三	六九八	九、四八一
機械工場	一、八四三	三、三七二	二六、五三二
化學工場	三七九	五〇〇	七、三四四
飲食物工場	二、五三三	二、八八六	六、四二〇
雜工場	一、八七二	二、三〇二	三三、一九五
特別工場	一三	九四	四〇七
合計	七、二三	九、七六二	七三、三七九

種類	損害總額	作業設備・什器・製品・原料損害高	比率
染織工場	六〇、四三三、五九 ^円	四一、六六一、二七八 ^円	〇・六九
機械工場	七五、六七五、八〇七	五七、五三三、一三五	〇・七六
化學工場	三一、四五〇、三三二	一八、三七五、五六九	〇・五九
飲食物工場	一四、三七一、二九五	九、四八五、〇五五	〇・六六

種	類	損	害	總	額	作業設備・什器・製品・原料損害高	比	率
合	計			七、三三		九、七三		三、三九

合	特	雜	飲	化	機	染
計	別	工	食	學	械	織
	工	場	物	工	工	工
	場	場	工	場	場	場
三三九、七五、六三	一、二〇、七五	五〇、〇九、一八三	一四、三七、二九五	三、一四、〇三	七五、六七、八〇七	六〇、四三、五 ^円
一四、三〇、〇四	七五、三〇	三六、四八、六七	九、四八、〇五五	一八、三五、五九	五、五三、一三五	四、六二、二七 ^円
〇・六	〇・六	〇・六	〇・六	〇・五	〇・六	〇・六

備考 損害總額中建物損害額は別項建物損害中に計上せり。

一〇 家財什器

家財什器の評價は元來頗る困難なりと雖、大正十一年度に於ける徵稅額の標準に基き、被害動産保險額を參酌し、且麴町日本橋京橋麻布神田芝を第一區とし、其の區内一世帶動産價格を二千四百圓と見積り、本郷牛込淺草深川四谷本所小石川下谷を第二區とし、其の區内一世帶動産價格を千二百圓と推定し、又全燒全潰世帯は右見積價格の全額、半燒半潰は六割を計上算定すれば、全市被害戸數三七萬四千四百二十四戸に對し、損害總額六億二千七百六十二萬八千五百六十圓に上る。

區	名	全	燒	全	潰	半	燒	半	潰	計
日	麴									
本	町									
橋	橋									
			七、五四 ^戸		六 ^戸		一 ^戸		一 ^戸	七、六三 ^戸
			二六、二三							二六、二三

第一章 關東大震火災の概観と其の被害

合計	小計		下	小	本	四	深	淺	牛	本	小計		芝	神	赤	麻	京
	損	戸									損	戸					
六六、五二、〇〇〇	三三、五六、八〇〇	三六、三六	谷	川	所	谷	川	草	込	郷	三三、九五、二〇〇	一四七、四九八	田	坂	布	橋	五〇、三二一
六、八八四、四〇〇	二、四二二、〇〇〇	三、八八六	谷	川	所	谷	川	草	込	郷	四、四四一、四〇〇	一、八五三	田	坂	布	橋	五〇、三二一
四、一八七、五〇〇	二、一六〇、〇〇〇	四、二二〇	谷	川	所	谷	川	草	込	郷	三三、〇〇〇	一六	田	坂	布	橋	一三
四、一八七、五〇〇	一、九三三、六八〇	四、二二〇	谷	川	所	谷	川	草	込	郷	二、二八三、八四〇	一、五八六	田	坂	布	橋	一三
六六、五二、〇〇〇	三三、五六、八〇〇	三六、三六	谷	川	所	谷	川	草	込	郷	三三、九五、二〇〇	一四七、四九八	田	坂	布	橋	五〇、三二一
六、八八四、四〇〇	二、四二二、〇〇〇	三、八八六	谷	川	所	谷	川	草	込	郷	四、四四一、四〇〇	一、八五三	田	坂	布	橋	五〇、三二一
四、一八七、五〇〇	二、一六〇、〇〇〇	四、二二〇	谷	川	所	谷	川	草	込	郷	三三、〇〇〇	一六	田	坂	布	橋	一三
四、一八七、五〇〇	一、九三三、六八〇	四、二二〇	谷	川	所	谷	川	草	込	郷	二、二八三、八四〇	一、五八六	田	坂	布	橋	一三
六六、五二、〇〇〇	三三、五六、八〇〇	三六、三六	谷	川	所	谷	川	草	込	郷	三三、九五、二〇〇	一四七、四九八	田	坂	布	橋	五〇、三二一
六、八八四、四〇〇	二、四二二、〇〇〇	三、八八六	谷	川	所	谷	川	草	込	郷	四、四四一、四〇〇	一、八五三	田	坂	布	橋	五〇、三二一
四、一八七、五〇〇	二、一六〇、〇〇〇	四、二二〇	谷	川	所	谷	川	草	込	郷	三三、〇〇〇	一六	田	坂	布	橋	一三
四、一八七、五〇〇	一、九三三、六八〇	四、二二〇	谷	川	所	谷	川	草	込	郷	二、二八三、八四〇	一、五八六	田	坂	布	橋	一三
六六、五二、〇〇〇	三三、五六、八〇〇	三六、三六	谷	川	所	谷	川	草	込	郷	三三、九五、二〇〇	一四七、四九八	田	坂	布	橋	五〇、三二一
六、八八四、四〇〇	二、四二二、〇〇〇	三、八八六	谷	川	所	谷	川	草	込	郷	四、四四一、四〇〇	一、八五三	田	坂	布	橋	五〇、三二一
四、一八七、五〇〇	二、一六〇、〇〇〇	四、二二〇	谷	川	所	谷	川	草	込	郷	三三、〇〇〇	一六	田	坂	布	橋	一三
四、一八七、五〇〇	一、九三三、六八〇	四、二二〇	谷	川	所	谷	川	草	込	郷	二、二八三、八四〇	一、五八六	田	坂	布	橋	一三
六六、五二、〇〇〇	三三、五六、八〇〇	三六、三六	谷	川	所	谷	川	草	込	郷	三三、九五、二〇〇	一四七、四九八	田	坂	布	橋	五〇、三二一
六、八八四、四〇〇	二、四二二、〇〇〇	三、八八六	谷	川	所	谷	川	草	込	郷	四、四四一、四〇〇	一、八五三	田	坂	布	橋	五〇、三二一
四、一八七、五〇〇	二、一六〇、〇〇〇	四、二二〇	谷	川	所	谷	川	草	込	郷	三三、〇〇〇	一六	田	坂	布	橋	一三
四、一八七、五〇〇	一、九三三、六八〇	四、二二〇	谷	川	所	谷	川	草	込	郷	二、二八三、八四〇	一、五八六	田	坂	布	橋	一三

六〇

一一 商 品

市内に於ける個人商店の商品損失額に就き東京市實業同業組合聯合會の發表せるところによれば、組合數百四、其の損害見積總額十五億九千九百九十二萬八千八百八十八圓なりといふ、之に組合に加盟せざる三越吳服店の損害四百三十七萬九千七百四十六圓を加ふれば、實に總額十六億百三十萬六百三十四圓の巨額に達す。

合計	損害	損害	損害	損害
戸数	金額	金額	金額	金額
二六、五二、〇〇〇円	三六、二六二	二、四二、〇〇〇円	二、九三、六〇〇円	三六、八八四、〇〇〇円
六、八八四、四〇〇円	三、八八六	四、四九〇〇円	四、二二〇〇円	三七、四四〇
				三、七、五〇〇
				三、七、六八、五〇〇

一一 商 品

市内に於ける個人商店の商品損失額に就き東京市實業同業組合聯合會の發表せるところによれば、組合數百四、其の損害見積總額十五億九千九百九十二萬八千八百八十八圓なりといふ、之に組合に加盟せざる三越呉服店の損害四百三十七萬九千七百四十六圓を加ふれば、實に總額十六億百三十萬六千三百四十四圓の巨額に達す。

一二 倉庫在庫品

東神杉村渡邊三菱實業帝國澁澤日本住友の九倉庫に就き被害程度を見るに、帝國住友の二倉庫の一部が残存したるのみにて他の六倉庫は全燒の厄に遭ひ、在庫物資中燒失したるもの、總損害額八千七百三十三萬九千五百五十七圓に上れりと云ふ。

一三 公 園

震火災は更に公園にまで及び、市内に於て全燒せるもの十二箇所、半燒一箇所にして、其の他樹木工作物の被害甚しきもの八箇所あり、即ち左の如し。

公 園 名	損 害 程 度	損 害 額
日 比 谷	破 壞	一七、五〇〇円
淺 草	半 燒	一六六、〇八〇
今 戸	全 燒	一八、八二三
待 乳 山	同 同	一一一、一〇〇
若 宮 町	同 同	一五、六九九

千	坂	數	虎	芝	横	愛	四	麴	御	深	江	湯	淺	兩	蠮	
鳥		寄							茶							
計	本	ノ			岩					戸		草			殼	
ヶ		屋							ノ							
淵	町	橋	門		網	山	谷	町	水	川	川	島	橋	國	町	
破	同	全	同	破	同	全	同	破	同	全	同	破	同	同	全	
壊		燒		壊		燒		壊		燒		壊			燒	
七三〇、六八七		五四、〇〇〇	二五、〇〇〇	四五〇	一八、五〇〇	一四〇、〇〇〇	四八、〇〇〇	一、〇〇〇	六、五〇〇	一五、一四〇	一二九、一五〇	一、二六〇	一、六〇〇	二一、三二〇	一六、六四五	一一、四二〇

第三節 震災直後の復舊状況

一 災害救護に關する事務

本市は災禍の發生と同時に、豫て定むる所の非常災害處務規程に依り、各局課所定の部署に就き、對災臨時事務を開始し、同月六日部長を任命して、各部の處務を制定せしむ、而も急遽の場合なるを以て各部互に援助し相交代して其の事務に當れり、斯くして臨時事務に従ふこと二旬、緊急施設略緒につき、一般の秩序亦漸く恢復するに至れるを以て、同月二十二日臨時機關の一半を撤廢し、工務、

第三節 震災直後の復舊状況

一 災害救護に關する事務

本市は災禍の發生と同時に、豫て定むる所の非常災害處務規程に依り、各局課所定の部署に就き、對災臨時事務を開始し、同月六日部長を任命して、各部の處務を制定せしむ、而も急遽の場合なるを以て各部互に援助し相交代して其の事務に當れり、斯くして臨時事務に従ふこと二旬、緊急施設略緒につき、一般の秩序亦漸く恢復するに至れるを以て、同月二十二日臨時機關の一半を撤廢し、工務、修理、電氣の三部を解き、所屬課員をして各其の本務に復せしめ、救護部をして専ら食糧品及應急建築用材の販賣を爲さしむるの外、總務部をして、市區救護の方針を決定せしめ、避難者救助其他各方面の救護に當らしむ。

非常災害處務規程

(大正十年十月十二日
東京市訓令甲第四十二號)

第一條 非常災害事務ノ處理ハ本規程ノ定ムル所ニ依ル

第二條 非常災害事務ヲ處理スル爲五部ヲ置キ各局課員ヲ之ニ配屬ス

總務部 内記課、文書課、調査課、庶務課、監査課

救護部 學務課、社會教育課、商工課、衛生課、公園課、地理課、社會課

工務部 水道課、水道擴張課、下水課、河港課、建築課

經理部 經理課、會計課

電氣部 電氣局

前項ノ配屬ハ市長時宜ニ依リ變更スルコトアルヘシ

第三條 各部ニ屬スル事務ノ概目左ノ如シ

總務部

第一章 關東大震火災の概観と其の被害

第一章 關東大震火災の概観と其の被害

- 一、非常災害事務處理方針ニ關スル事項
- 一、他ノ救濟機關トノ聯絡ニ關スル事項
- 一、非常召集ニ關スル事項
- 一、文書ノ受發配付及通信ニ關スル事項
- 一、他ノ主管ニ屬セサル事項

救護部

- 一、罹災者ノ處置ニ關スル事項
- 一、救護材料ノ配給ニ關スル事項
- 一、傷病者ノ應急處置並ニ災害地衛生ニ關スル事項
- 一、其ノ他救護ノ實施ニ關スル事項

工務部

- 一、道路橋梁護岸堤防建築物等ノ應急工務ニ關スル事項
- 一、災害地給水ニ關スル事項
- 一、其ノ他災害ノ應急工務ニ關スル事項

經理部

- 一、物件勞力其ノ他ノ供給ニ關スル事項
- 一、寄附ノ取扱ニ關スル事項
- 一、其ノ他ノ會計經理ニ關スル事項

電氣部

- 一、電氣及電氣工作物ニ關スル事項

一、電車ニ關スル事項

第四條 各部ニ部長ヲ置ク部長ハ助役局長中ヨリ之ヲ命ス

第五條 部長ハ市長ノ命ヲ承ケ其ノ部ニ屬スル事務ニ付所屬部員ノ指揮監督、部長故障アルトキハ部所屬ノ上席者之ヲ代理ス

局課長ハ所屬部長ノ命ヲ承ケ所屬員ヲ率キテ事務ニ從事ス

電氣部

- 一、其ノ他ノ會計經理ニ關スル事項
一、電氣及電氣工作物ニ關スル事項

一、電車ニ關スル事項

- 第四條 各部ニ部長ヲ置ク部長ハ助役局長中ヨリ之ヲ命ス
第五條 部長ハ市長ノ命ヲ承ケ其ノ部ニ屬スル事務ニ付所屬部員ノ指揮監督、部長故障アルトキハ部所屬ノ上席者之ヲ代理ス
局課長ハ所屬部長ノ命ヲ承ケ所屬員ヲ率キテ事務ニ從事ス
第六條 各部長ハ豫メ非常動員計畫ヲ定メ總務部長ノ承認ヲ承クヘシ其ノ變更ヲ要スヘキ場合亦同シ

前項ノ非常動員計畫ハ所屬部員ニ周知セシムヘシ

- 第七條 非常災害事務ノ全部又ハ一部ノ開始終了ハ市長關係部長ニ通知ス
第八條 總務部長ハ災害ノ豫報又ハ報告ヲ受ケタルトキハ即時各部長ニ通知スヘシ
第九條 重要ナル事件ハ總務部長ニ協議スヘシ
第十條 他ノ部ニ關係アル輕易ナル事件ハ緊急處理ヲ要スル場合ニ在リテハ協議ヲ省略スルコトヲ得但シ事務關係部長ニ通告スヘシ
第十一條 災害事務執行中ハ部長局長及課長ハ其ノ所在ヲ明ニシ總務部長ニ申出置クヘシ
第十二條 市長必要ト認ムルトキハ本規程ニ拘ラス機宜ノ處置ヲ爲スコトアルヘシ

二 災害地住民の復歸

復興の意氣は勃然として帝都に漲り、慘禍直後未だ焦土の冷めざるに早くも假建築に著手したるものあり、人心の靜定に従ひ、罹災者の舊居住所焼跡に復歸する者益々其の數を増加せり。然れども其の多くは街路に面する所謂「通り筋」に於ける假建築バラックに非ずの商店及住宅の建築と共に復歸せるものにして、震災前の借家居住者は再び貸家の建築さるゝを待つ者多し、然れども從來

の家主は未だ都市計畫、區劃整理の確定せざる此の際に於て貸家建築の甚だ不利なるを考へ、俄かに建築に著手せざるが故に、従前借家居住者の多かりし裏町通は一般に復歸者少し、今災後三箇月間即ち大正十二年十月三十日以降五日毎に於ける戸數及人口の復歸状態を示せば左の如し。

燒跡復歸戸數及人口表

月日	戸數	増加	増加率	人口	増加	増加率
十月三十日	六六、一三三	—	—	四二、一七二	—	—
十一月五日	九〇、四二七	四、二九五	四・七五	四五、五〇二	三〇、三三〇	六・七二
十一月十日	九四、九〇六	四、四七九	四・七二	四九、四七五	三、九七三	五・八三
十一月十五日	九九、七六〇	四、八五四	四・九	四九、〇八一	二、六〇六	二・六六
十一月二十日	一〇三、一七〇	三、五〇〇	三・五九	五〇、一七三	二、一九二	二・四三
十一月二十五日	一〇八、八七	五、六四七	五・一九	五七、四〇八	二四、一三五	四・五六
十一月三十日	一一、九七一	二、九七四	二・六六	五九、四五〇	二、〇四二	二・三三

前表を一瞥するに、十月三十日現在に於て復歸したるもの戸數八萬六千三百三十二戸、人口四十二萬千七百七十二人なりしに、僅かに五日間を経たる十一月五日に於ては早くも戸數九萬四百二十七戸、人口四十五萬千五百二人を算し、之を十月三十日に比すれば戸數四千二百九十五戸、人口三萬三百三十人を増加したり。

即ち一日平均八百五十八戸、六千六十六人の増加に當れるを見る、更に十一月三十日に至る毎五日

間の趨勢を見るに、増加率は稍減少の状態を示せり(但し十一月二十日より同二十五日に至る五日間の増加事情は、本所深川兩區に於ける急激なる増加に依る)

思ふに之れ、日本家屋の建築に最も不適當なる向寒の折柄なる爲、従て復歸者の割合を減じたるものならむか、而して震災後六箇月の後即ち大正十三年二月末日に於ては復歸戸數十五萬二千六百九十三戸、人口七十二萬千四百九十一人に達したり、以て復興に對する市民の熾烈なる意氣を見るべし、

千百七十二人なりしに、僅かに五日間を経たる十一月五日に於ては早くも戸數九萬四百二十七戸、人口四十五萬千五百二人を算し、之を十月三十日に比すれば戸數四千二百九十五戸、人口三萬三百三十人を増加したり。

即ち一日平均八百五十八戸、六千六十六人の増加に當れるを見る、更に十一月三十日に至る毎五日

間の趨勢を見るに、増加率は稍減少の状態を示せり(但し十一月二十日より同二十五日に至る五日間の増加事情は、本所深川兩區に於ける急激なる増加に依る)

思ふに之れ、日本家屋の建築に最も不適當なる向寒の折柄なる爲、從て復歸者の割合を減じたるものならむか、而して震災後六箇月の後即ち大正十三年二月末日に於ては復歸戸數十五萬二千六百九十戸、人口七十七萬千四百九十一人に達したり、以て復興に對する市民の熾烈なる意氣を見るべし、尙災害後の本市人口を示せば左の如し。

震災人口調査の結果に依る世帯數並人口

(大正十二年十一月十五日現在)

區名	世帯數	現在		計	現存	
		男	女		男百に對する女	一世帯平均人口
麴町	二二、〇六	三二、一四〇	二五、〇二二	五七、二八二	七七・七	四・七四
神田	一四、六九	四一、〇四四	二六、九六二	六八、〇〇六	空・九	四・六三
日本橋	八、一五	二五、〇四一	一三、二七四	三八、三三五	五三・〇一	四・六八
京橋	二二、七六	四〇、〇三二	二三、八四二	五九、八七三	六七・二	四・四七
芝	三、八七	八四、三〇八	六、九四〇	一五、二四八	八一・七	四・八一
麻布	二、三三	五、三六四	四、八八二	九、二四六	九二・七	四・六〇
赤坂	二、四六	三〇、六一	二六、八五一	五九、五二二	九四・一〇	四・七九
四谷	一八、七二	四五、二六三	四、六二三	八六、八七六	九二・九四	四・六五
牛込	二九、七四	七三、六九三	六六、五三二	一四〇、〇四五	九〇・〇四	四・七一

第一章 關東大震火災の概観及其の被害

小石川	三六、二〇	八八、六七六	七九、二一九	一六七、七九五	八九、三三	四、五
本郷	二六、六七	七二、七五四	六一、五〇	一五、二七四	八五、九三	四、七
下谷	三三、八六七	七四、〇一七	六一、七四〇	一三、七五七	八四、七六	四、一六
浅草	三三、六八	六、五五〇	六一、二八六	一八、八二六	八一、元	四、二六
本所	二四、四〇八	五、五九	四一、七六	九、二九七	七五、五	四、〇七
深川	一七、七五	四、五七	三三、二九三	七、八六〇	七三、〇六	四、四
水面	四、一八七	一〇、七八	三、二四六	一三、九六四	三〇、二九	三、四
合計	三三八、三三	八四三、四七七	六六六、六八九	一、五九、一六	八一、五	四、五

備考 本表は各世帯票に依り集計したる概数なり。

三 焼跡の住宅建築

住宅建築の状況に關しては前に述べたる人口復歸の状況殆ど相似たるものなりと雖孰れも一時的假建築にして即ち緊急勅令第四百十四號に依り、大正十三年二月末日迄に工事に著手し大正十七年八月末日迄に取拂ふ建物の建築に就きては市街地建築物法の適用を受けざるを以て、居住所に困惑しつゝある罹災民は復興計畫成るの日を待ち得ざるの窮状なりし爲、直に焼跡を整理しバラック式假建築に著手したり、而して一時は建築用材窮乏に加ふるに運輸機關の杜絶硬塞の爲、住宅建築の状況遅々たる觀ありしも、政府及本市共に之が供給に努めたるに輸送機關の復舊に伴ひ、木材の供給も漸次潤澤となり、又帝都復興計畫の要綱略決定するに従ひ、所謂本建築設計に著手し、其の筋に對し建築物の許可を申請する者あるに至れり。

今、焼失區域に於ける假建築の戸數を見るに、大正十二年十一月二十三日現在調査に依れば十萬八

千六百八戸にして、之を全焼戸數三十六萬六千二百六十二戸に較ぶれば二割九分六厘に當り、尙當日に於て建築中のもの一萬四千七百七十四戸を數へたり。

焼失區域假建築物用途別表

(大正十二年十一月二十三日現在)

區名	用途	建築中

る觀ありしも、政府及本市共に之が供給に努めたと輸送機關の復舊に伴ひ、木材の供給も漸次潤澤となり、又帝都復興計畫の要綱略決定するに従ひ、所謂本建築設計に著手し、其の筋に對し建築物の許可を申請する者あるに至れり。

今、焼失區域に於ける假建築の戸數を見るに、大正十二年十一月二十三日現在調査に依れば十萬八

千六百八戸にして、之を全焼戸數三十六萬六千二百六十二戸に較ぶれば二割九分六厘に當り、尙當日に於て建築中のもの一萬四千七百七十四戸を數へたり。

焼失區域假建築物用途別表

(大正十二年十一月二十三日現在)

區名	用途別				建築中	
	住宅	住居兼用の商店	商店事務所に類するもの	工場		
麴町	四三五	八六五	一三〇	二〇	一、五五〇	六七三
神田	三、一五三	五、三八七	二七二	二七四	九、〇八五	一、五九元
日本橋	二、〇〇四	三、二六四	一、六六八	七	七、〇〇三	二、三四四
京橋	四、〇八二	三、七六五	四九五	二七	八、六八九	一、四八八
芝布	二、九五五	三、二二三	二九	二元	六、四七四	五九
麻坂	五				五	二
赤坂	二四八	四三七	四	八	七三七	一七七
四谷	七	二六	四	五	二二三	三五
小石川	一九四	一四六	九	四	五五三	二元
本郷	一、二〇六	一、二七六	七	五	二、四七四	四五六
下谷	五、九五〇	五、七九〇	一七	二〇三	二、〇六〇	一、一九六
浅草	一四、八三四	二二、九九九	六七七	五五〇	二九、〇六〇	二、六六七
本所	八、六三五	七、五五六	五九四	四九四	一七、三三九	一、七〇〇

第一章 關東大震災の概観及其の被害

七〇

深川	八、四八	四、五七五	三六	三六	一三、七四	一、一九九
合計	五、一三三	四九、二六二	四、七六六	二、四一八	一〇八、一〇八	一四、一四

震災後東京市に於けるバラック建築増加表

(大正十三年二月末日調)

區名	罹災戸數	バラック建築の戸數
麴町	五、八八四	四、六六四
神田	二四、六四九	一三、九一二
日橋	二〇、〇八九	一一、〇四三
芝橋	二六、九六一	一六、六〇三
赤坂	一五、一九〇	一〇、一二四
麻布	二、〇一八	一、三九三
四谷	六六二	一三八
牛込	八二〇	一、六三四
小石川	二、〇七八	一、一〇一
本郷	六、七六〇	三、三二四
下谷	三二、二八四	二〇、〇四五
浅草	五六、三七八	三四、〇三三

本所	五五、〇九一	二七、三七六
深川	四二、六二九	一一、二三五
合計	二九一、四九三	一六八、六三五

備考 右の外未建築十二萬八百五十五戸あり。

本下浅

郷谷草

六、七六〇
三二、二八四
五六、三七八

三、三二四
二〇、〇四五
三四、〇三三

本深

所川合

五五、〇九一
四二、六二九
二九一、四九三

二七、三七六
二二、二三五
一六八、六三五

備考 右の外未建築十二萬八百五十五戸あり。

四 假建築物に關する勅令

九月十六日市街地建築物法適用區域内に於ける假建築物に關する勅令公布されたり、詳細に就ては第二編第八章第二節に之を譲る。

五 交通機關

(一) 市營電車

震火災に因る本市營電車の被害を見るに車輛の全燒七百七十九臺、半燒四十五臺、軌道の各所破損通計九哩五三二、同電線路被害四十一哩、破壊せる軌道橋二十八、其の他車庫發電所變壓所變電所等其の被害程度極めて甚大なりしを以て、全市五日間に亘り運轉休止の止むなきに至れり、然れ共其の被害少かりし山ノ手方面の内特に電線軌道橋梁送電配電等に關し應急修理の容易なる區間を復舊し、九月六日初めて神明町車庫前、上野三橋間の運轉を開始す、越えて九月八日に至り四谷鹽町泉岳寺間青山六丁目六本木櫻田門間、目黒魚籃坂下間等の數區間の開通を見たり、而して應急修理の進捗したる區間より漸次開通を見るに至り、十月二十日現在に於ては震災前即ち八月三十一日現在に比すれば營業哩數に於て五割二分、運轉車輛數に於て三割七分五厘、運轉哩數に於て三割五分二厘の復舊を見たり、然れ共所謂下町特に本所深川方面の電車は未だ復舊容易ならざるものありき。

左に震災前後の狀況を比較すべし。

震災前後の電車運輸狀況

月次	大正十一年			大正十二年			大正十一年同期に對する比例	
	延車輛數	延乘客數	一車一日平均乘客	延車輛數	延乘客數	一車一日平均乘客	延車輛數	延乘客數
九月	三、一四	三、一八〇、八六七	一、〇五	七、五七	八、八五、五一	一、二九	二〇・六	三・六〇
十月	三、三四	四〇、四六〇、一五七	一、〇二元	一四、八九	二八、四一、四三	一、九二	三〇・六	七〇・二
十一月	三、九五	四〇、〇三、九七	一、〇三〇	一七、五四	三三、八六、二三	一、九三	四二・〇	八・九
十二月	四、五九	三三、六六、二五二	九五	二、七六	四二、〇四、四八	一、九三	五・四	一〇六・二

前表に就て震災前後の狀況を一瞥するに、大正十一年十二月に於ける延車輛は四萬千五百四十九輛其の延乘客數三千九百六十六萬六千二百五十二人にして、一車一日の乘客數九百五十五人なり、之を震災後に於ける同期に見れば、延車輛二萬千七百八十六輛、延乘客數四千二百九萬四千四百十八人にして、運轉車輛一車一日の乘客千九百三十二人に當る、即ち之を前年同期に比すれば、運轉車輛延數は其の五割二分なるに拘らず、乘客數に於て殆ど十割六分に當り、其の運轉車輛一車一日の平均乘客殆ど二倍となる、乘客の混雜實に名狀すべからざりし状態を知るべし。

其の後の運轉狀況は著々舊に復し、大正十三年六月に至りては車輛數千六百四十六臺、運轉哩數百六十四哩餘となり、同年十一月末に於ては車輛數千七百五十一臺、運轉哩數百八十五哩餘となり、之を災前の八月末の車輛數千九百五臺運轉哩數百八十二哩餘に比すれば、車輛數九割一分、運轉哩數十割一分に當る。

(二) 鐵道

鐵道當局は鐵道線路の被害復舊の爲、鐵道聯隊横須賀重砲兵隊工兵大隊等の應援を得て、急速修理

に努力せる結果、東海道線は九月四日品川六郷間、五日六郷鶴見間、六日鶴見東神奈川間、七日東神奈川横濱間と漸次應急工事を進捗せしめ、十九日に至りては東京横濱間十二往復、東京茅ヶ崎間八往復、東京品川間四往復の旅客列車を運轉し、茅ヶ崎平塚間は馬入川鐵橋崩壞の爲馬入川の兩岸に假乗降場を設け、渡船を以て連絡し、國府津谷峨間は徒歩連絡をなさしめたり。

中央線又九月四日飯田町與瀬間を開通し、七日與瀬上野原間の徒歩連絡を除き全線を運轉し、東北本線は九月四日暮里川口町間を通じ、二十二日に至り上野驛迄延長開通するに至れり。

割一分に當る。

(二) 鐵道

鐵道當局は鐵道線路の被害復舊の爲、鐵道聯隊横須賀重砲兵隊工兵大隊等の應援を得て、急速修理

に努力せる結果、東海道線は九月四日品川六郷間、五日六郷鶴見間、六日鶴見東神奈川間、七日東神奈川横濱間と漸次應急工事を進捗せしめ、十九日に至りては東京横濱間十二往復、東京茅ヶ崎間八往復、東京品川間四往復の旅客列車を運轉し、茅ヶ崎平塚間は馬入川鐵橋崩壞の爲馬入川の兩岸に假乗降場を設け、渡船を以て連絡し、國府津谷岨間は徒歩連絡をなさしめたり。

中央線又九月四日飯田町與瀬間を開通し、七日與瀬上野原間の徒歩連絡を除き全線を運轉し、東北本線は九月四日暮里川口町間を通じ、二十二日に至り上野驛迄延長開通するに至れり。

斯くて十月二十一日茅ヶ崎平塚間、十月二十八日山北谷岨間の復舊成るに及び、東海道全線開通し茲に東京に集中する主要幹線悉く復舊せり。

(三) 省線電車

一方東京市内外を運轉せる省線電車は、初め主として汽車による食糧及罹災者の輸送線に當て、九月十六日に至りて初めて品川鷺谷間を開始し、越えて九月十九日牛込吉祥寺間、同二十一日牛込飯田町間及池袋赤羽間、同二十三日上野鷺谷間を漸次開通せり、たゞ電車の焼失と其の他の事故多く、一日の運送能力災前に比して遙かに劣るものあり、然れ共乗客は以前に倍加し其の雜沓市營電車と相譲らず、十二月二十二日より澁谷東京驛間に朝夕汽車の運轉を開始せる爲幾分其の雜沓を緩和するを得たり。

(四) 乗合自動車

市内交通機關として乗合自動車は災前より東京市街自動車株式會社經營のものにして、災後一時運轉中止の止むなきに至れる箇所多かりしが、市街路面の整理と相俟ち九月七日より營業區間全部を復舊せりと雖震災災によりて車輛三十臺を焼失し、尙若干臺は公用に徵發されたる爲災前の百十九臺に對し六割強の七十九臺を運轉せるに過ぎず、後漸く車臺の増加と運轉系統の變更と新線の開通とによ

り極力其の能率を發揮するに至れり。

(五) 市營自動車

此の時に當り東京市電氣局は電車運轉の混雜緩和と之れが補充の爲市内乗合自動車事業の兼營を目論み、十月六日豫算二百萬圓を計上して市會の決議を経、直に米國に向け自動車千臺の注文を發し、大正十三年一月十八日より市内九線の運轉系統により運轉を開始せり。

同年末の成績を見るに車輛二百四十六臺、運轉哩數千九百二萬八千九百一十一哩、乗客數百二十二萬九千百十九人、此の收入額十六萬五千四百九十圓なり。

此の外通常の乗用自動車を以て臨時乗合自動車を經營する者多く、電車未開通方面に於ける重要な交通機關となれり、即ち同年十二月末日現在の調査によれば運轉系統四十六、營業車輛數三百八十八、營業者百七十五名の多數に及べり。

本所深川方面は電車の開通最も遅延せる爲、縦横に通ぜる運河を利用し、和船型荷足船を以て臨時乗合船の營業を出願するもの多く、十月十八日現在の調査によれば營業路線七、船數六十、營業者九名を算したり。

六 橋 梁

橋梁の復舊は交通上特に急速を要するものなるを以て、東京市は軍隊の來援を求め晝夜兼行燒失又は墜落せる橋梁の應急工事に全力を盡し、九月二十九日迄には既に左の各橋の修理を了したり。

日本橋區

潮入橋、鎧橋、親父橋、中ノ橋、小川橋、思案橋、箱崎橋、女橋、千鳥橋、竹森橋、玉出橋

京橋區

湊橋、築地橋、備前橋、水谷橋、見富橋、小田原橋、新富橋、元彈正橋、采女橋、新川橋、相生橋、白魚橋、稻荷橋

本所區

吾妻橋、彌勒寺橋、江東橋、枕橋、厩橋、三ノ橋、業平橋、新辻橋、南辻橋、四ノ

深川區

橋、豎川橋、法恩寺橋、菊川橋、北辻橋、富島橋、末廣橋、龜井橋、繁榮橋、大富橋、海邊橋、黒龜橋、永代橋、伊備橋、北ノ橋、澤海橋、平野橋、福島橋、舟木橋、入舟橋、扇橋、永居橋、黒船橋、雲雀橋、千舟橋、潮見橋

神田區

俎橋、御茶ノ水橋、新三崎橋、橋本橋

麴町區

神田橋、一ツ橋



京橋區 玉出橋、湊橋、築地橋、備前橋、水谷橋、見富橋、小田原橋、新富橋、元彈正橋、采女橋、
 新川橋、相生橋、白魚橋、稻荷橋
 本所區 吾妻橋、彌勒寺橋、江東橋、枕橋、既橋、三ノ橋、業平橋、新辻橋、南辻橋、四ノ



深川區 橋、堅川橋、法恩寺橋、菊川橋、北辻橋
 富島橋、末廣橋、龜井橋、繁榮橋、大富橋、海邊橋、黒龜橋、永代橋、伊備橋、北
 ノ橋、澤海橋、平野橋、福島橋、舟木橋、入舟橋、扇橋、永居橋、黒船橋、雲雀橋、
 千舟橋、潮見橋
 神田區 俎橋、御茶ノ水橋、新三崎橋、橋本橋
 麴町區 神田橋、一ツ橋
 小石川區 小石川橋
 芝區 竹芝橋、浦島橋、潮路橋、芝橋、香取橋
 而して本市に於ては更に十一月四日迄に左の如く九十二橋を修理せしむ。

區	名	新	設	補	修	其	他	計	完	成	期	日
日本橋	橋	六	一	二	一	九	九月八日	十一月四日				
京橋	橋	一	五	一	二	一八	九月七日	十一月二日				
神田	田橋	六	一	一	七	七	九月八日	十月六日				
淺草	草	一	三	四	七	七	九月七日	十月三十日				
本所	所	一	三	四	七	二二	九月七日	十月三十日				
深川	川	二	五	五	三	三〇	九月七日	十月三十日				
合計		六	五	一	七	九二						

七上 水道

市當局は鋭意水路の應急修理、送水ポンプ及送水鐵管の復舊に努めたる結果漸次通水するに至り、



本所、深川、月島方面を除く自然放流區域は九月四日より給水し、更にポンプの修理完成と共に送水量も増大したる爲、九月十七日動力送水區域即ち小石川、本郷、牛込等所謂山ノ手區域も給水し得るに至り、十月中旬には市内全部に給水を爲し得たり。

給水栓に於ては全市の六割強を焼失したる爲め、逐日焼跡に復歸する市民の需要に充つる爲適宜の場所を選びて臨時給水栓を設置し、同時に一方給水栓の復舊に努力し、十二月末日迄には一萬六千八百四栓を回復せり。

八 瓦斯供給

瓦斯事業は幸に千住及深川に於ける瓦斯製造所及總ての瓦斯タンク孰れも無事なりし爲、會社は災後直に従業員の總動員を行ひ、全力を擧げて瓦斯管の検査と故障の復舊に努め、九月二十二日初めて本郷區方面の一部に供給を開始し、爾來著々供給區域を擴張し十月中には焼残り地域の全部に供給するを得たり。

九 電力供給

東京市電氣局に於ては一日以來殆ど不休の状態を以て送電線の故障を修復し、變電所と連絡をとり十月四日鬼怒川水力電氣株式會社より一千キロワット、東京電燈株式會社より三十キロワットの受電を得、市内電車開通に先立つ二日即ち九月四日より小石川區の殆ど全部及本郷、牛込、四谷の一部に對し、警戒電燈用並救護電燈用として送電せり、然れども電力の不足は已むなく一戸一燈主義を採り、燭力は十燭光以下たるべきを勵行し、越えて九月五日に至り受電量の増加と共に供給區域を擴張し、麴町、赤坂の兩區及び市外千駄ヶ谷の一部に送電せり。

動力線復舊工事も亦電燈線と殆ど同時に著手し、精米用に限り五日より一部晝間のみ送電を開始したり。

七日より九日に至り受電量の増加に伴ひ、局部に障害あるものを除き逐次電燈の供給區域を擴大して電氣局供給區域全部に對し送電するを得たり、茲に於て九月十三日より進んで焼失區域への送電を開始し、九月末日に於ては四十七萬五千二百十三燈に供給せり。

東京電燈株式會社に於ては九月末日迄に僅かに六千八百九十八燈を復舊し、電力に於ては十三年二月末に二萬三千九百八十五馬力即ち焼失に對し三割三分を復舊したるのみなりしが、其の後に於て漸次供給を増加するを得たり。

は十燭光以下たるべきを勵行し、越えて九月五日に至り受電量の増加と共に供給區域を擴張し、麴町・赤坂の兩區及び市外千駄ヶ谷の一部に送電せり。動力線復舊工事も亦電燈線と殆ど同時に著手し、精米用に限り五日より一部晝間のみ送電を開始したり。

七日より九日に至り受電量の増加に伴ひ、局部に障害あるものを除き逐次電燈の供給區域を擴大して電氣局供給區域全部に對し送電するを得たり、茲に於て九月十三日より進んで燒失區域への送電を開始し、九月末日に於ては四十七萬五千二百十三燈に供給せり。

東京電燈株式會社に於ては九月末日迄に僅かに六千八百九十八燈を復舊し、電力に於ては十三年二月末に二萬三千九百八十五馬力即ち燒失に對し三割三分を復舊したるのみなりしが、其の後に於て漸次供給を増加するを得たり。

一〇 通信機關

(一) 電信

有線電信全部燒失の爲特に重要な通信は無線電信によるの外なかりしが、二日午後十一時に至り大阪仙臺名古屋への回線連絡せるを以て、三日直に重要通信の取扱を開始し、六日以来罹災關係一般私報無料發信取扱を開始し、十二日之を有料に改め十六日よりは一般に千葉埼玉神奈川縣下宛の電報を受付けたり。

(二) 電話

東京市内に於ける電話回線も亦悉く粉碎されたる爲、先づ千住を以て此の地より地方連絡回線作成工事を始め、二日午後十一時日光御用邸に通ずる回線完成し、更に他の主要回線作成に従事し、三日丸ノ内に市外回線を集中するの計畫を樹て、應急工事に努力せる結果十月末日迄に開通したる市外回線は其の數十五に及べり。

九月十五日東京中央郵便局に通話用電話機十五個を裝置し、臨時市外交換により大阪名古屋新潟申府高崎に通話を開始し、九月七日龜戸局、十五日より巢鴨局外九局、二十九日よりは小石川牛込青山高輪各分局に於て市内交換を開始し、十月三十一日に至り燒残れる四谷局外十一局の通話事務を開始

第一章 關東大震火災の概観及其の被害

せり。
斯くの如く通話機關の復活により官廳用電話交換は九月九日より始まり、一般市内交換は同二十九日迄に加入者一萬五千四百四十九名の通話開通を見、尙重要な地位にある加入者約八百名を收容することゝなれり。

東京市内加入電話局々別被害表

局名	震災前加入者數	燒失電話數	大正十二年度末復舊加入者
本浪下芝京本神小高濱銀九	三、六四五	三、五四	
石	一、八三	一、八〇七	
局花谷	六、五六六	四、三四七	
橋	七、四八三	二、八三七	
所	六、三六五	六、五五	
田	六、九四八	六、〇九五	
川	五、二九八	五、二八一	
輪	七、一六三	六〇	七、三七五
町	四、六九一	二九五	五、七三五
座	四、六五〇	四、六四二	
段	四、一七二	三、三八	
	五、〇一六	一、九〇〇	

丸	二、五二二	六八	
淺	五、六六四	四、九八七	
青	二、四七六		五、一〇
墨	一、〇六一	一、六〇七	
牛	四、一六〇		七、一四〇

四、六五〇
四、二七二
五、〇一六

四、六四二
三、三八一
一、九〇〇

| | |

丸	淺	青	墨	牛	四	堀	大	合
内	草	山	田	込	谷	留	手	計
二、五二二	五、六六四	二、四七六	二、〇六一	四、二六〇	一、七八一	一、三三四		八四、〇四六
六八	四、九六七		一、六〇七		一、三三六		四九、六六五	四九、六六五
		五、一六〇		七、一四〇	二、〇〇〇	四、〇〇〇		三、四一〇

一一 教育機關

(一) 小學校

市内各小學校は震災勃發當時恰も第二學期の始業當初なりしが、罹災せるものも然らざるものも一時休校を餘儀なくされ、第二學期の大半を犠牲とするに至れり。

加ふるに罹災者收容バラック建設敷地を市内焼失小學校々地を選びし爲、校舍復舊遅延の一因となれり、されど漸次其の復舊に努め、他校への轉校を許可する等の方法により當面の彌縫策を講じ、十月一日牛込區、同三日麴町區、同五日日本郷區等順次開校するを得、罹災地小學校も十月一日より生徒を招集して授業を開始したるが、勿論校舍なき爲正式教授を爲すを得ずして組織的に授業を開始したるは何れも校舎の一部竣工したる後なり、従つて大正十二年度末に於ける市内小學校の復舊程度は一

期二期竣工のもの二十八、一期竣工二期著手のもの四十六、一期竣工のもの二十四、一期二期著手のもの七、一期竣工一部天幕のもの一、天幕設備のもの十、收容バラックによるもの二、計百十八校、學級數千四百四十一、兒童數十萬七千三十九人なり。

(二) 中等學校・專門學校・大學

市内に於ける中學程度の學校は其の場所的關係に於て專門學校等に比し、燒失區域内にあるもの多かりし爲罹災の程度も大なりき。

政府に於ても之が復舊の緊要なるを認め校舎其の他の設備費として公立中學校に約百四十四萬三千圓、私立各中學校に十二年度貸付として百五十萬圓の責任支出をなしたる爲、各學校共假校舎の建築破損の修理等を急施し、漸次開校を見るに至り、大正十二年末迄には各中學校全部の授業復活し、專門學校・大學等に於ても政府其の他の援助により、燒跡或は燒殘校舎に夫々授業を開始せり。

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

第一節 概説

大震災の翌日即ち大正十二年九月二日焦燥混亂の際に於て急遽成立せる山本内閣として、焦土荒廢

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

第一節 概 説

大震災の翌日即ち大正十二年九月二日焦燥混亂の際に於て急遽成立せる山本内閣として、焦土荒廢に歸したる東京及横濱を如何にして復活し、如何にして其の復興に善處すべきかは、最も苦心焦慮せる問題たるのみならず、殊に東京は帝國の首府として政治の中心文化の淵源たる關係上其の成否は實に國家の大問題として國民舉げて非常の注意を傾倒せるものなり。

同月四日後藤内相は帝都復興の成案を得、先づ以て同月六日開催の閣議に提出せり、該案の骨子とする所左の如し。

一 臨時帝都復興調査會ノ設立

帝都復興ノ最高政策ヲ審議決定スル機關タラシム

二 復興ニ關スル計畫及事業執行ノ特別官廳ノ設立組織ノ大要

(一) 復興計畫局

イ 都市ノ復興計畫ニ關スル事務

ロ 都市計畫法ノ施行ニ關スル事務

(二) 建築事務局

諸官廳々舍ノ建築ニ關スル事務

(三) 建築監督局

建築物ノ施行ニ關スル事務

(四) 土地整理局

震災地域ノ土地整理ニ關スル事務

(五) 救護局

イ 罹災民ニ對スル衣食救護ニ關スル事務

ロ 家屋建築並供給ニ關スル事務

(六) 財務局

帝都建設ノ爲ニ要スル經費其ノ他財務ニ關スル事務

(七) 帝都復興計畫調査會

復興計畫ニ關スル當局ノ諮問機關トスルコト

三 帝都復興ニ要スル經費

(一) 原則トシテ國費ヲ以テ支辨スルコト

(二) 財源ハ長期内外債ニ依ルコト

四 罹災地域ノ整理方法

(一) 公債ヲ發行シテ全土ヲ買收スルコト

(二) 土地ノ整理ヲ實施スルコト

(三) 必要ニ應シ適當公平ニ土地ノ賣却又ハ貸付ヲ爲スコト

要するに本案は帝都復興に關する高等政策を定むる爲調査機關及之が執行に當るべき獨立機關を設け、以て一面罹災民の救護に任ずると共に一面復興計畫を樹て、諸官廳々舎の建築を爲し、罹災地を整理し、同時に市民の建築をも監督せしめ、更に復興計畫樹立の爲諮問機關を設けむとするものなり、

本事業は國庫支辨により施行し、經費の捻出は長期内外債による、又罹災地整理の爲一旦全罹災地を買收し、必要に應じ之を賣却又は貸付を爲すことを得るの方法を設くる方針なり、本案は閣議に於て、概して異議なかりしが、第四項に付ては全案を通じて最も重要な意義を有するものとし、容易に決定を見るに至らざりき。

第一項に關する具體案左の如し。

帝都復興調査會官制案

(三) 必要ニ應シ適當公平ニ土地ノ賣却又ハ貸付ヲ爲スコト
要するに本案は帝都復興に關する高等政策を定むる爲調査機關及之が執行に當るべき獨立機關を設け、以て一面罹災民の救護に任ずると共に一面復興計畫を樹て、諸官廳々舎の建築を爲し、罹災地を整理し、同時に市民の建築をも監督せしめ、更に復興計畫樹立の爲諮問機關を設けむとするものなり、

本事業は國庫支辨により施行し、經費の捻出は長期内外債による、又罹災地整理の爲一旦全罹災地を買收し、必要に應じ之を賣却又は貸付を爲すことを得るの方法を設くる方針なり、本案は閣議に於て、概して異議なかりしが、第四項に付ては全案を通じて最も重要なる意義を有するものとし、容易に決定を見るに至らざりき。

第一項に關する具體案左の如し。

帝都復興調査會官制案

第一條 帝都復興調査會ハ内閣總理大臣ノ諮詢ニ應シ帝都其ノ他ノ震災地ノ復興ニ關スル重要ノ案件ヲ考査審議ス

第二條 調査會ハ帝都其ノ他ノ震災地ノ復興ニ關スル重要ノ案件ニ付内閣總理大臣ニ建議スルコトヲ得

第三條 調査會ハ總裁一人委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

第四條 總裁ハ内閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ國務大臣内閣總理大臣若ハ國務大臣タル前官ノ禮遇ヲ賜ハリタル者國務大臣タリシ者親任官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ之ヲ勅命ス

第五條 總裁ハ會務ヲ統理シ會議ノ議長ト爲ル

總裁事故アルトキハ内閣總理大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第六條 調査會ニ幹事長一人幹事若干人ヲ置ク

第七條 幹事長ハ委員ノ中ヨリ之ヲ勅命シ庶務ヲ掌理ス

第八條 幹事ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス幹事長ノ命ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

附 則

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本官制は如上の案を基礎とし名稱を帝都復興審議會と改め同年九月十九日勅令を以て發布せられ、漸次復興計畫の根本的政策は具體的樹立を見るに至れり。

尙同月六日の閣議に於て後藤内相より帝都復興計畫基本案第二項帝都復興事業管掌の特別機關設置に關し提出せられたる具體案二者あり左の如し。

第一 帝都復興省案

同案は後藤内相の主張する所にして、復興計畫決議機關と其の執行機關とを兼ねる有力なる官廳にして、其の地位實力は各省と對立し、從て帝都復興に關する事務は總て之を統轄するの組織となし、各省所管事務は勿論自治團體の權限をも包含せしめ、各官廳との關係は主として協議を以て事務の聯絡を保ち、重要な案件は閣議又は帝都復興審議會の審議を求めむとするにあり。

一 帝都復興省官制案

第一條 帝都復興大臣ハ帝都ノ都市計畫並其ノ執行帝都ニ於ケル市街地建築物法ノ施行諸官廳々舍ノ建築其ノ他帝都ノ復興ニ關スル事務ヲ管理ス

第二條 帝都復興省專任參事官ハ三人專任書記官ハ八人ヲ以テ定員トス

第三條 帝都復興省ニ左ノ六局ヲ置ク

復興計畫局

建築事務局

建築監督局

土地整理局

材料局

會計局

第四條 復興計畫局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 帝都ノ復興計畫ニ關スル事項

二 帝都ニ於ケル都市計畫法ノ施行ニ關スル事項

第五條 建築事務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 諸官廳々舍ノ建築ニ關スル事項

建築監督局
土地整理局
材料局

會計局

第四條 復興計畫局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 帝都ノ復興計畫ニ關スル事項

二 帝都ニ於ケル都市計畫法ノ施行ニ關スル事項

第五條 建築事務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 諸官廳々舎ノ建築ニ關スル事項

二 家屋ノ建築並供給ニ關スル事項

第六條 建築監督局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 帝都ニ於ケル建築物法ノ施行ニ關スル事項

第七條 土地整理局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 帝都ノ土地整理ニ關スル事項

第八條 材料局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 帝都復興ニ要スル諸材料ノ調達及供給ニ關スル事項

第九條 會計局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 本省所管ノ經費及諸收入ノ豫算並會計ニ關スル事項

二 本省所管ノ官有財産及物品ニ關スル事項

第十條 帝都復興省ニ省務ニ參與セシムル爲參與ヲ置ク

參與ハ帝都復興大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳勅任官警視總監東京府知事東京市長並學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

參與ハ勅任官ノ待遇トス但シ本官ヲ有スル者ニ付テハ本官ノ受クル待遇ニ依ル

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

第十一條 帝都復興省ニ專任帝都復興監察官二人ヲ置キ一人勅任一人奏任トス大臣ノ命ヲ承ケ事務ノ執行ヲ監察ス

第十二條 帝都復興省ニ專任事務官二十四人ヲ置ク奏任トス各課ニ分屬シ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十三條 帝都復興省ニ專任技師百五人ヲ置ク内十人ヲ勅任ト爲スコトヲ得
技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十四條 帝都復興省ニ專任屬及專任技手ヲ通シテ五百二十五人ヲ置ク
附 則
本令ハ大正 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第 號
明治二十六年十月三十一日勅令第二百二十二號各省官制通則第一條中及ヲ削リ鐵道ノ次ニ及帝都復興ノ五字ヲ加フ
附 則
本令ハ大正 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

二 帝都復興評議會官制案
第一條 帝都復興評議會ハ帝都復興大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮詢ニ依リ帝都復興ニ關スル事項ヲ調査審議ス

第二條 帝都復興評議會ハ會長一人評議員三十人以内ヲ以テ組織ス
特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時評議員ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ハ帝都復興大臣ヲ以テ之ニ充テ評議員及臨時評議員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ

於テ之ヲ命ス
第四條 會長ハ會務ヲ總理シ會議ノ議長トナル
會長事故アルトキハ帝都復興大臣ノ指名スル評議員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 評議會ニ幹事ヲ置ク内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス
幹事ハ會長及副會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六條 評議會ニ書記ヲ置ク帝都復興大臣之ヲ命ス書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第二條 帝都復興評議會ハ會長一人評議員三十人以内ヲ以テ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時評議員ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ハ帝都復興大臣ヲ以テ之ニ充テ評議員及臨時評議員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ

於テ之ヲ命ス

第四條 會長ハ會務ヲ總理シ會議ノ議長トナル

會長事故アルトキハ帝都復興大臣ノ指名スル評議員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 評議會ニ幹事ヲ置ク内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

幹事ハ會長及副會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六條 評議會ニ書記ヲ置ク帝都復興大臣之ヲ命ス書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本令ハ大正 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

第二 帝都復興院案

本案は内閣側の主唱するところにして、主として帝都復興計畫の決定機關として内閣直屬たらしめ計畫の執行は之を各省の所管に任せむとするに在り、即ち其の權限は帝都復興計畫を定め、其の計畫したる事項に付各廳の執行を考査するに在り、而して事務執行の方法としては同院に於て起案したる案件は之を内閣總理大臣に上申し、總理大臣は之に對し閣議又は其の他の方法に依りて決定案を作成の上同院に回付す、院は更に之を各省に通牒して之が執行に當らしめ、他方公共團體に於て執行を要するものありては各省に於て方針を定め、更に通達施行せしむるにあり。

帝都復興院官制案

第一條 帝都復興院ハ内閣總理大臣ノ管理ニ屬シ左ニ掲クル事務ヲ掌ル

一 帝都其ノ他ノ震災地復興ノ計畫

二 帝都其ノ他ノ震災地復興ニ關スル執行事務ノ考査

第二條 帝都復興院ニ左ノ職員ヲ置ク

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

總裁 親任

副總裁 一人 勅任

部長 一人 勅任

書記官 專任 人 奏任

事務官 專任 人 奏任

技師 專任 人 奏任 内 人ヲ勅任ト爲スコトヲ得

屬 專任 人 判任

技手 專任 人 判任

前項ノ部長ノ外内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ部長ヲ命スルコトヲ得

部長ハ勅任官ノ待遇トス

第三條 帝都復興院ニ總裁官房及左ノ部ヲ置ク

部 部 部 部 部 部 部 部

第四條 總裁ハ院務ヲ總理ス

第五條 副總裁ハ總裁ヲ補佐シ總裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第六條 部長ハ總裁及副總裁ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第七條 書記官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第八條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第九條 第二條職員ノ外院務ニ參與セシムル爲參與ヲ置ク

第四條 總裁ハ院務ヲ總理ス

第五條 副總裁ハ總裁ヲ補佐シ總裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第六條 部長ハ總裁及副總裁ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第七條 書記官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第八條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第九條 第二條職員ノ外院務ニ參與セシムル爲參與ヲ置ク

參與ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳勅任官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

參與ハ勅任官ノ待遇トス但シ本官ヲ有スル者ニ付テハ本官ノ受クル待遇ニ依ル

第十條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第十一條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第十二條 帝都復興院ニ評議會ヲ置ク

總裁ノ諮詢ニ應シ帝都其ノ他ノ震災地復興ニ關スル重要ノ事項ヲ調査審議ス

第十三條 評議會ハ會長一人副會長一人評議員一人ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時評議員ヲ置クコトヲ得

第十四條 會長副會長評議員及臨時評議員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第十五條 會長ハ會務ヲ總理シ會議ノ議長トナル

會長事故アルトキハ總裁ノ指名スル副會長其ノ職務ヲ代理ス

第十六條 評議會ニ部ヲ置キ評議員及臨時評議員ヲ之ニ分屬セシム

各部ニ部長ヲ置ク

第十七條 評議會ニ幹事ヲ置ク内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

幹事ハ會長及副會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス
第十八條 評議會ニ書記ヲ置ク内閣ニ於テ之ヲ命ス
書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

以上の二案を推敲し論議の結果名稱を帝都復興院とし、其の組織権限に至りては各省主管事項を除きたる骨子を採用する所となり、九月二十七日帝都復興院官制の公布を見、之と同時に俸給令、文官任用令、奏任文官特別任用令の改正せらるゝに至れり、然るに其の後第四十七議會に於て帝都復興豫算案修正議決せらるゝに及び其の執行機關も亦内務省の外局として復興局を新設し帝都復興院を廢止すると共に復興事業の執行方法にも變更を加ふることゝなれり、然れども帝都復興の根本方針に至りては其の間何等の變改を見ざるものなり。

抑々帝都復興事業は我國の帝都として將來の發展を慮り、交通衛生保安經濟等諸般の關係を考慮し永遠に帝都たるに恥ぢざる都市たらしむることを期し、土地區劃整理を中心として街路橋梁の改築新設、河川運河の改修新鑿埋立竝公園の新設其の他教育衛生社會事業中央卸賣市場上下水道電氣瓦斯事業等の諸施設を網羅し、舊來の面目を一新する大計畫たるを以て之が決定に付ては素より慎重審議の結果たるや論なく、先づ帝都復興院理事會に於て計畫を樹て、評議會參與會及審議會等の議を経たるものなり、然れども是等重要施設の大部分は都市計畫又は都市計畫事業に屬するを以て、別に都市計畫委員會の議決を要すと雖、東京横濱に於ける復興は一般都市の計畫を以て律する能はざる特異の性質を有し、急速執行の事業たる關係上政府は特別都市計畫法を制定し、又都市計畫委員會に代ふるに特別都市計畫委員會の制を設け之れが決定機關とせり。

復興計畫の梗概に付ては第四章に於て叙述するを以て茲に省略す。

第二節 帝都復興審議會の成立

第一項 官制制定と委員の任命

帝都復興の根本基礎を爲すものは帝都復興審議會の成立に在り、審議會は震災當初焦燥混亂の際に於て應急救恤の政策に引續き帝都復興を議せらるゝに及び閣議に提出し其の最高政策を審議決定せし

ものなり、然れども是等重要施設の大部分は都市計畫又は都市計畫事業に屬するを以て、別に都市計畫委員會の議決を要すと雖、東京横濱に於ける復興は一般都市の計畫を以て律する能はざる特異の性質を有じ、急速執行の事業たる關係上政府は特別都市計畫法を制定し、又都市計畫委員會に代ふるに特別都市計畫委員會の制を設け之れが決定機關とせり。

復興計畫の梗概に付ては第四章に於て叙述するを以て茲に省略す。

第二節 帝都復興審議會の成立

第一項 官制制定と委員の任命

帝都復興の根本基礎を爲すものは帝都復興審議會の成立に在り、審議會は震災當初焦燥混亂の際に於て應急救恤の政策に引續き帝都復興を議せらるゝに及び閣議に提出し其の最高政策を審議決定せしむる機關として大正十二年九月十九日官制を發布し設立を見たるものにして、總裁は總理大臣、委員は國務大臣以下顯官學識經驗ある者を以て之に充つることとせり。

翌年二月二十六日日本官制は廢止せられ前後僅かに二回の開催を見たるに過ぎずと雖、復興計畫の骨子たる案件の大綱は實に本會の成案に基くものと謂ふべし。

帝都復興審議會官制 (天正十二年九月十九日勅令第四一八號)

第一條 帝都復興審議會ハ内閣總理大臣ノ諮詢ニ應シ帝都其ノ他ノ震災地ノ復興ニ關スル重要ノ案件ヲ審議ス

第二條 帝都復興審議會ハ帝都其ノ他ノ震災地ノ復興ニ關スル重要ノ案件ニ付内閣總理大臣ニ建議スルコトヲ得

第三條 帝都復興審議會ハ總裁一人委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

第四條 總裁ハ内閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ國務大臣國務大臣タリシ者、親任官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ之ヲ勅命ス

第五條 總裁ハ會務ヲ統理シ會議ノ議長ト爲ル

總裁事故アルトキハ内閣總理大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

第六條 帝都復興審議會ニ幹事長一人幹事若干人ヲ置ク
 第七條 幹事長ハ委員ノ中ヨリ之ヲ勅命ス庶務ヲ掌理ス
 第八條 幹事ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命シ幹事長ノ命ヲ承ケ庶務ヲ整理ス
 第九條 委員ハ國務大臣ノ禮遇ヲ受ク

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

猶同官制により同日付を以て任命せられたる委員次の如し。

帝都復興審議會委員

外務大臣	男爵	伊集院彦吉
内務大臣	子爵	後藤新平
大藏大臣		井上準之助
陸軍大臣	男爵	田中義一
海軍大臣		財部彪
司法大臣		平沼騏一郎
文部大臣		岡野敬次郎
農商務大臣	男爵	田健次郎
逓信大臣		犬養毅
鐵道大臣		山之内一次
從三位勳一等	子爵	高橋是清
從二位勳一等	子爵	加藤高明

從二位勳一等 伯爵 伊東巳代治

從三位勳一等 江木千之

從三位勳一等 子爵 澁澤榮一

正四位勳一等 市來乙彦

正六位 和田豐治

從三位勳三等 子爵 青木信光

從二位勳一等	子爵	加藤高明
從三位勳一等	子爵	高橋是清
鐵道大臣		山之内一次
遞信大臣		犬養毅

從二位勳一等	伯爵	伊東巳代治
從三位勳一等	子爵	江木千之
從三位勳一等	子爵	澁澤榮一
正四位勳一等		市來乙彦
正六位		和田豐治
從三位勳三等	子爵	青木信光
正三位勳三等		大石正巳
帝都復興審議會委員	子爵	後藤新平
從四位勳二等		塚本清治
從五位勳六等		樺山資英
正五位勳三等		松本丞治
從三位勳二等		宮尾舜治

帝都復興審議會幹事
帝都復興審議會幹事

第二項 第一回審議會

大正十二年十一月二十四日午前首相官邸に於て開會、宮尾幹事諮問案を朗讀し、後藤幹事長の説明あり、江木委員外數名よりの質問に對し後藤幹事長の答辯あり、後本諮問案を委員附託となすことに決し、特別委員を閣内閣外双方より議長左の通指名し、伊東伯を委員長となし散會す。
閣外より

伯爵	伊東巳代治
子爵	高橋是清
子爵	加藤高明

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

閣内より

- 子爵 江木千之
- 子爵 青木信光
- 子爵 澁澤榮一
- 子爵 後藤新平
- 井上準之助
- 岡野敬次郎
- 男爵 田健次郎
- 男爵 犬養毅

帝都復興審議會議案

第一 帝都復興計畫案ノ大綱ニ關スル件

大正十二年九月煥發セラレタル 詔書ノ 聖旨ヲ奉戴シ、東京及横濱兩市ノ災後ニ善處スルト共ニ其ノ將來ノ發展ニ備フル爲帝都復興計畫ノ規模ヲ按スルニ、其ノ計畫區域トシテハ各都市計畫區域ノ都市計畫法ニ依リテ確定シタルアリ、共ニ社會上經濟上都府トシテ有機的の生活ヲ營ムニ足ルノ地域ヲ包含シ、今遽ニ之ヲ變改スルノ必要ヲ認メス、商工業及住居ノ地域ニ關スル制亦震災ノ直前ニ於テ都市計畫法ニ依リ夫々權限アル機關ノ議定ヲ經タルアリ、之ヲ土地ノ狀況交通運輸ノ利便並災後ニ於ケル復興ノ趨向等ニ照シ大體ニ於テ則トルニ足ルモノト認ム、依ツテ帝都ノ復興ニ關シテハ東京及横濱ノ兩市共ニ其ノ都市計畫區域内ニ健全ニシテ秩序アル都府ノ建設ヲ促進スルヲ主眼トシ、民度ト財力ノ許ス範圍ニ於テ事ノ緩急ヲ稽ヘ、序ヲ逐ヒテ案ヲ進メ、交通衛生保安經濟教育等ニ關スル重要施設

ノ整備ヲ圖リ、永久ニ帝都ノ安寧ヲ維持シ福利ヲ増進スルノ基礎ヲ固ムル爲、先ツ以テ主トシテ燒失地域ノ復興ニ必要ナル施設ノ遂行ヲ期シ、其ノ國ニ於テ執行スルモノト地方ニ於テ執行スルモノトノ區分及其ノ負擔方法ハ別ニ定ムル所ニ依リ、後者ニ對シテハ財政上ノ援助ヲ與ヘテ施行セシムト欲ス、其ノ要綱左ノ如シ。

一 街路ノ規格及路線ノ系統

市計畫法ニ依リ夫々權限アル機關ノ議定ヲ經タルアリ、之ヲ土地ノ狀況交通運輸ノ利便並災後ニ於ケル復興ノ趨向等ニ照シ大體ニ於テ則トルニ足ルモノト認ム、依ツテ帝都ノ復興ニ關シテハ東京及横濱ノ兩市共ニ其ノ都市計畫區域内ニ健全ニシテ秩序アル都府ノ建設ヲ促進スルヲ主眼トシ、民度ト財力ノ許ス範圍ニ於テ事ノ緩急ヲ稽へ、序ヲ逐ヒテ案ヲ進メ、交通衛生保安經濟教育等ニ關スル重要施設

ノ整備ヲ圖リ、永久ニ帝都ノ安寧ヲ維持シ福利ヲ増進スルノ基礎ヲ固ムル爲、先ツ以テ主トシテ燒失地域ノ復興ニ必要ナル施設ノ遂行ヲ期シ、其ノ國ニ於テ執行スルモノト地方ニ於テ執行スルモノトノ區分及其ノ負擔方法ハ別ニ定ムル所ニ依リ、後者ニ對シテハ財政上ノ援助ヲ與ヘテ施行セシムムト欲ス、其ノ要綱左ノ如シ。

一 街路ノ規格及路線ノ系統

都市構築ノ規矩タル街路ニ就テハ大震火災ノ慘害ニ鑑ミ此ノ際特ニ英斷スルノ要アリ、乃チ專ラ交通幹線ノ配置ニ意ヲ用ヒ之カ規格ハ高速度鐵道ノ敷設ニ備フル爲幅員ヲ十五間以上三十間トシ、幅員六間以上ノ街路ヲ之ニ配シ、其ノ電氣軌道網ヲ構成スヘキ路線ノ規格ハ十一間以上トシ、地域ノ狀況ト交通ノ系統ヲ案シテ主要路線ノ系統及其ノ規格等大要左ノ如ク定メ、主要街路ノ交角竝橋臺地等ニハ適當ナル廣場ヲ設ク。

東京之部

番 號	線	路	延長(約)	幅 員
一	品川町ヨリ本芝一丁目、芝口一丁目、木挽町、江戸橋、和泉橋、車坂町ヲ經テ三ノ輪町ニ至ル		七、四〇 <small>間</small>	一八乃至二四 <small>間</small>
二	九段坂下ヨリ南神保町、兩國橋ヲ經テ龜戶町ニ至ル		三、四〇	一五乃至二四
三	吳服橋外ヨリ永代橋ヲ經テ砂町ニ至ル		二、九〇	二〇
四	有樂町一丁目ヨリ尾張町、木挽町三丁目、築地三丁目ヲ經テ月島二號地ニ至ル(隅田川ヲ含マス)		一、二五〇	一五乃至二〇
五	築地三丁目ヨリ入船町、龜島町、濱町三丁目、淺草橋、南元町、北田原町ヲ經テ金杉下町ニ至ル		四、四〇	一八

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

六	上野公園前ヨリ駒形町ヲ經テ押上町ニ至ル	二、〇〇〇	二〇
七	東京驛東口城邊河岸ヨリ下槇町、龜島橋ヲ經テ新船松町ニ至ル	八三〇	二乃至六
八	永樂町一丁目濠端ヨリ元千代田町ニ至ル	一一〇	四〇
九	櫻田門外ヨリ新議事堂前ニ至ル	三二〇	三〇
一〇	相生橋南詰ヨリ和倉町、相生町ヲ經テ中ノ郷竹町ニ至ル	二、七八〇	一三・五乃至二〇
一一	東京驛北口錢瓶町ヨリ新常盤橋、小傳馬町一丁目ヲ經テ淺草橋ニ至ル	八七〇	一五
一二	神田橋内ヨリ淡路町一丁目ヲ經テ本郷三丁目ニ至ル	一、一九〇	一五乃至一八
一三	一ツ橋内ヨリ南神保町、水道橋ヲ經テ壹岐殿坂下ニ至ル	九二〇	二乃至一五
一四	大手町一丁目ヨリ一ツ橋内雉子橋、新川橋ヲ經テ飯田橋ニ至ル	一、四〇〇	一五乃至二〇
一五	虎ノ門ヨリ西久保神谷町ニ至ル	四八〇	一五
一六	櫻田本郷町ヨリ芝公園ニ至ル	五八〇	一八
一七	鍛冶橋外ヨリ柳町彈正橋、高橋ヲ經テ箱崎町四丁目ニ至ル	八八二	二乃至一八
一八	芝口一丁目ヨリ虎ノ門ヲ經テ赤坂見付ニ至ル	一、五〇〇	一五
一九	一ツ橋外ヨリ鎌倉河岸、城邊河岸ヲ經テ新橋驛ニ至ル	二、〇五〇	一五
二〇	雉子橋内ヨリ九段坂下ヲ經テ飯田町三丁目ニ至ル	八四〇	一五
二一	九段坂下ヨリ富士見町一丁目、半藏門前ヲ經テ新議事堂前ニ至ル	一、三九五	一五
二二	蠣殼町二丁目ヨリ人形町通ヲ經テ岩本町ニ至ル	八八〇	一五
二三	壹岐殿坂下ヨリ本郷一丁目、二長町、御藏前片町、法恩寺橋ヲ經テ龜戸町ニ至ル	三、六九〇	二乃至一五
二四	淺草區材木町ヨリ吉野橋ヲ經テ三ノ輪ニ至ル	一、四〇〇	一三・五

二五	兩國橋東詰ヨリ兩國驛ニ至ル	九五	一八
二六	木挽町九丁目ヨリ築地四丁目ニ至ル	一一〇	一五
二七	南元町ヨリ厩橋通黒船町ニ至ル	一〇〇	一五
二八	深川公園前ヨリ砂町ニ至ル	一、五三〇	二二
二九	濱町三丁目ヨリ中洲町、石島町ヲ經テ砂町ニ至ル	二、一四〇	二二

二五	九五	一八
二六	一一〇	一五
二七	一〇〇	一五
二八	一、五三〇	二二
二九	二、一四〇	二二

二二 蠣殻町二丁目ヨリ人形町通ヲ經テ岩本町ニ至ル
 二三 壹岐殿坂下ヨリ本郷一丁目、二長町、御藏前片町、法恩寺橋ヲ經テ
 龜戸町ニ至ル
 二四 淺草區材木町ヨリ吉野橋ヲ經テ三ノ輪ニ至ル

一三五
 八八〇
 三、六九〇
 一、四〇〇
 一二乃至一五
 一三五

二五	兩國橋東詰ヨリ兩國驛ニ至ル	九五	一八
二六	木挽町九丁目ヨリ築地四丁目ニ至ル	一一〇	一五
二七	南元町ヨリ既橋通黒船町ニ至ル	一〇〇	一五
二八	深川公園前ヨリ砂町ニ至ル	一、五三〇	二三
二九	濱町三丁目ヨリ中洲町、石島町ヲ經テ砂町ニ至ル	二、一四〇	二三
三〇	濱町三丁目ヨリ新大橋、菊川橋ヲ經テ大島町ニ至ル	一、七七〇	二三
三一	中ノ郷元町ヨリ寺島町ニ至ル	一、〇九〇	二三
三二	山ノ宿町ヨリ龜岡町ヲ經テ橋場町ニ至ル	八六〇	二三
三三	吉野橋ヨリ南千住町常磐線踏切ニ至ル	七七〇	二三
三四	大手町一丁目ヨリ北鞘町、荒布橋、濱町一丁目ヲ經テ兩國橋西詰ニ至ル	一、六四〇	二三
三五	龍閑橋北詰ヨリ紺屋町、美倉橋、竹町ヲ經テ入谷町ニ至ル	二、一八〇	二三
三六	道三町ヨリ鎌倉河岸、昌平橋、天神町二丁目ヲ經テ池ノ端七軒町ニ至ル	一、九五	二三
三七	今入町ヨリ愛宕町ヲ經テ赤羽橋ニ至ル	一、〇六〇	二三
三八	千束町一丁目ヨリ龜岡町ニ至ル	六三〇	二三
三九	入谷町ヨリ山ノ宿町、淺草驛前、本所驛脇ヲ經テ洲崎ニ至ル	三、八七〇	二三
四〇	荒布橋東詰ヨリ思案橋ヲ經テ小網町四丁目ニ至ル	二二〇	二三
四一	西久保神谷町ヨリ宇田川町ニ至ル	五〇〇	二三

横濱之部

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

番 號	路	線	延 長(約)	幅 員
一	國道第一號線市郡境界子安町ヨリ東神奈川驛前、神奈川、現横濱驛前戸部六丁目、鹽田、久保町道上ヲ經テ保土ヶ谷町岩間ニ至ル	四、七九 <small>開</small>	一〇乃至一八 <small>開</small>	
二	現横濱驛廣場ヨリ花咲町、櫻木町驛前、辨天橋、本町四丁目ヲ經テ萬國橋南詰ニ至ル	一、二二	九乃至五五	
三	本町四丁目ヨリ本町一丁目ニ至ル	三〇	一三・五	
四	本町三丁目ヨリ眞砂町、羽衣町、足曳町、南吉田町、蒔田町ヲ經テ大岡町高等工業學校前ニ至ル	二、四六	三乃至三・五	
五	大江橋南詰ヨリ馬車道、尾上町西ノ橋西詰、元町、北方町ヲ經テ本牧町原ニ至ル	二、五九	三乃至三・五	
六	神奈川陸橋ヨリ反町、神奈川町二ツ谷、東神奈川驛裏ヲ經テ郡市境界六角橋ニ至ル	一、一〇〇	九乃至一三・五	
七	淺間町(縣道横濱中野線)ヨリ西戸部町鹽田、藤棚南太田町、霞町吉岡町五丁目ヲ經テ中村町ニ至ル	二、一四〇	九乃至二	
八	神奈川町陸橋東詰ヨリ東輕井澤淺間下ヲ經テ淺間町洪福寺前ニ至ル	一、四八七	九乃至二	
九	國道一號線輕井澤ヨリ反町ヲ經テ神奈川二ツ谷ニ至ル	九六二	二	
一〇	國道一號線子安町ヨリ神ノ木ニ至ル	七五〇	九	
一一	西平沼町ヨリ伊勢町、野毛町、日ノ出町、長者橋ヲ經テ千秋橋南詰ニ至ル	一、四六八	一〇乃至二	
一二	車橋ヨリ中村町字打越ヲ經テ山元町ニ至ル	三三〇	一〇	
一三	石川町一丁目ヨリ中村町、中村橋ヲ經テ蒔田町六反目ニ至ル	一、七〇	九	
一四	蒔田町六反目ヨリ井土ヶ谷町、大岡川村永田ヲ經テ保土ヶ谷町岩間ニ至ル	一、三五五	九乃至二	

一五	櫻木町一丁目ヨリ野毛町三丁目、日ノ出町、初音町、南太田町ヲ經テ井土ヶ谷町ニ至ル	一、七〇	九
一六	西戸部町鹽田ヨリ同町反目ニ至ル	四七五	九
一七	千歳町二丁目ヨリ千歳橋ヲ經テ南吉田町字南七ツ目ニ至ル	一、四六三	二
一八	新横濱驛ヨリ平沼町三丁目ヲ經テ現横濱驛廣場ニ至ル	三三二	一八
一九	國道一號線神奈川町十番町ヨリ東神奈川驛ニ至ル	二二六	一五

一四	車橋ヨリ中村町字打越ヲ經テ山元町ニ至ル	一、七〇	九
一三	石川町一丁目ヨリ中村町、中村橋ヲ經テ蒔田町六反目ニ至ル	一、七〇	九
一二	蒔田町六反目ヨリ井土ヶ谷町、大岡川村永田ヲ經テ保土ヶ谷町岩間ニ至ル	一、三五	九乃至二

一五	櫻木町一丁目ヨリ野毛町三丁目、日ノ出町、初音町、南太田町ヲ經テ井土ヶ谷町ニ至ル	一、七〇	九
一六	西戸部町鹽田ヨリ同町反目ニ至ル	四七五	九
一七	千歳町二丁目ヨリ千歳橋ヲ經テ南吉田町字南七ツ目ニ至ル	一、四六三	二
一八	新横濱驛ヨリ平沼町三丁目ヲ經テ現横濱驛廣場ニ至ル	三三三	一八
一九	國道一號線神奈川町十番町ヨリ東神奈川驛ニ至ル	二六	一五
二〇	平沼橋南詰ヨリ岡野町新田間橋ヲ經テ淺間下ニ至ル	三九〇	二
二一	横濱税關前	九七	一五
二二	北方町小港ヨリ新山下町ニ至ル	三五〇	一〇

二 公園ノ配置

公園ハ主トシテ官有地等ノ整理ニ伴ヒ漸ヲ逐ヒテ之カ配置ノ適切ナルヲ期シ、取敢エス東京及横濱ニ各左ノ數公園ヲ開設スルト共ニ、別ニ出來得ル限り燒失地域内ニ於テ、復興ヲ必要トスル小學校ノ附近ニ兒童遊園ヲ設クルヲ得シム。

東京之部

- 隅田公園 約四萬坪、隅田川沿岸枕橋上ニ設ケ勝地ヲ保存ス
- 江東公園 約四萬坪、深川御料地附近ニ設ク
- 日本橋公園 約一萬坪、日本橋區内ノ適所ニ設ク
- 横濱之部
 - 日ノ出公園 約四千八百坪、長者町日ノ出川ヲ埋築ス
 - 山下町公園 約二萬五千坪、山下町海岸ヲ埋築ス

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

野毛山公園 約二萬坪、野毛山貯水池跡ニ設ク

青木町公園 約六千坪、神奈川區有水面ヲ埋築ス

三 市場ノ配置

中央卸賣市場ノ位置ハ東京ニ在リテハ築地海軍省用地跡、横濱ニ在リテハ高島町附近トシ、市場設備ニ關スル市ノ經營ヲ助成ス、蔬菜市場ハ中央市場以外ニ東京ニ在リテハ兩國及秋葉原兩驛ノ附近ニモ開設スルコトヲ得シム。

四 市街宅地割ノ整理

街路又ハ運河ノ類ノ施設ニ因リ、建築敷地トシテノ利用ノ完カラサルモノヲ生シタルトキ、其ノ他土地ノ情況ニ依リ必要アルモノニ付テハ土地區劃整理ヲ行フ。

五 防火措置

防火措置ニ關シテハ都市計畫法ニ依リ主要街路ノ沿道並中樞地區ニ對シ既ニ防火地區制ノ定メアルモ今回街路ノ新設擴張ヲ見ルヘキニ依リ、新ニ計畫街路ノ沿道トナルヘキ一帯ノ土地ニ對シ路線形ニ防火地區ヲ指定スルノ外、中樞地區ニ於テハ集團的防火地區ノ擴張ヲ圖ルト共ニ、適當ナル方法ニ依リ防火地區内ニ於ケル不燃質建築物ノ築造ヲ助成ス。

六 京濱ノ關係並港灣及運河ノ施設

京濱ノ關係ニ就テハ横濱港ヲ以テ帝都ノ外港トシ、既成設備ノ回復ト第三期擴張計畫ノ促進ヲ期シ隅田川ノ河口ニ内港ノ設備ヲ施シ、兩港ノ連絡ヲ完全ニシ且沿岸工業地域ノ開發ニ資スルカ爲、神奈川縣鶴見地先ヨリ六郷川ノ流末部ヲ横斷シテ大森地先ニ至ル延長約八千五百間ノ間ニ幅員五十間水深八尺ノ運河ヲ開鑿シ、港灣設備地鐵道主要貨物驛及商工業地域相互ニ必要ナル運河ヲ新鑿又ハ改修シ水運ノ便ヲ増進スルト共ニ、沿岸ニハ適當ナル倉庫地帯ヲ設クルヲ得ヘカラシム、隅田川河口ニ於ケ

ル内港設備ノ概要及市内運河ノ改修計畫ノ大要左ノ如シ。

(一) 内港設備

港門ヲ大森地先ニ置キ延長約三千百間幅員百間水深二十五尺ノ航路ヲ芝浦地先ニ導キ、永代橋以下ノ隅田川濬筋延長約千四百間ハ幅員八十間ヲ水深二十尺ニ浚渫ス、芝浦地先ニ延長約五百間水深二十五尺ノ繫船岸壁及面積約五十二萬坪水深二十五尺ノ船溜ヲ設ケ、品川驛地先ニ延長約八百四十間水深八尺ノ物場及面積約十六萬坪水深八尺乃至十二尺ノ停留ヲ置キ、之ヲ方獲スルニ各砲臺ヲ連絡シテ目

隅田川ノ河口ニ内港ノ設備ヲ施シ、兩港ノ連絡ヲ完全ニシ且沿岸工業地域ノ開發ニ資スルカ爲、神奈川縣鶴見地先ヨリ六郷川ノ流末部ヲ横斷シテ大森地先ニ至ル延長約八千五百間ノ間ニ幅員五十間水深八尺ノ運河ヲ開鑿シ、港灣設備地鐵道主要貨物驛及商工業地域相互ニ必要ナル運河ヲ新鑿又ハ改修シ水運ノ便ヲ増進スルト共ニ、沿岸ニハ適當ナル倉庫地帯ヲ設クルヲ得ヘカラシム、隅田川河口ニ於ケ

ル内港設備ノ概要及市内運河ノ改修計畫ノ大要左ノ如シ。

(一) 内港設備

港門ヲ大森地先ニ置キ延長約三千百間幅員百間水深二十五尺ノ航路ヲ芝浦地先ニ導キ、永代橋以下ノ隅田川滯筋延長約千四百間ハ幅員八十間ヲ水深二十尺ニ浚渫ス、芝浦地先ニ延長約五百間水深二十五尺ノ繫船岸壁及面積約五十二萬坪水深二十五尺ノ船溜ヲ設ケ、品川驛地先ニ延長約八百四十間水深八尺ノ物揚場及面積約十六萬坪水深八尺乃至十二尺ノ船溜ヲ置キ、之ヲ防護スルニ各砲臺ヲ連絡シテ月島地先ニ至ル約千九百間ノ假防波堤ヲ以テスル外、砲臺外航路ヲ擁シテ南ニ延長千百間北ニ延長千五百間ノ兩防波堤ヲ築造シ陸上設備トシテ上屋約三千坪ヲ施設ス。

(二) 市内運河

東京之部

名	稱	延長(約)	幅員	深度(零點下)	備考
新鑿	第一	一三〇間	三三間	六尺	大島川ノ曲線部ヲ直鑿スルモノ
同	第二	一六〇	一八	六	築地川ト楓川ヲ連絡スルモノ
改修	小名木川	一、三〇〇	三〇	七	
同	築地川	九〇	一八乃至二六	六	隅田川合流ヨリ汐留川ニ連接スル間ハ二
同	神田川	七〇	二六	六	十六間トシ其ノ他ハ十八間トス
同	日本橋川	二六〇	二六	六	
同	横十間川	一、〇〇〇	三三	六	

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

横濱之部

同	同	同	同	同
大島川	汐留川	楓川	京橋川	櫻川
一、二〇	三〇	六〇	三〇	四〇
三	八	八	八	八
六	六	六	六	六

堀川	堀川	堀川	堀川	堀川
一、二五 ^間	一、二五 ^間	一、二五 ^間	一、二五 ^間	一、二五 ^間
八	八	八	八	八
五尺	五尺	五尺	五尺	五尺

第二 帝都復興計畫事業年度及財政方針ニ關スル件

帝都復興計畫ハ本年度以降七年間ニ完成スルモノトシ之ニ要スル費用ハ必要ニ應シ公債ヲ以テ支辨シ地方財政ノ實情ニ顧ミ此ノ際ニ於ケル非常ノ措置トシテ

一 國ニ於テ執行スル事業費ニ對スル地方公共團體ノ分擔金ハ復興事業ノ繼續年期間其ノ徵收ヲ猶豫シ地方財力ノ恢復後相當ノ年期ヲ定メテ之ヲ分納セシムルコト、シ

二 地方ニ於テ執行スル事業費中道路橋梁上下水道學校中央市場塵芥處分其ノ他衛生施設及社會事業竝公園瓦斯及電氣事業等ノ施設ニ必要ナル費用ハ府縣ニ對シテハ復興事業ノ繼續年期間無利子ニテ之ヲ貸付シ市ニ對シテハ國ノ保證ニ依リ地方債ヲ起スコトヲ得シメ上水及電氣瓦斯ノ供給竝軌道ノ如キ

收益事業ニ要スルモノヲ除キ其ノ他ニ要スル起債ノ利息ハ年七分ヲ限度トシテ復興事業年度間國ヨリ補給スルモノトシ、貸付金ハ復興事業完成後遅クモ三十年間ニ償還セシムルモノトシテ經理セントス。

第三 帝都復興計畫ノ統制及其ノ事業ノ執行ニ關スル件

東京及横濱ニ於ケル復興計畫ヲ統制シ及復興事業ヲ執行スル爲帝都復興計畫法ヲ制定セムト欲ス其ノ要綱左ノ如シ。

復興計畫復興事業及復興計畫區域ハ帝都復興院評議會ノ意見ヲ聞キ帝都復興院總裁之ヲ決定シ内

シ地方財力ノ恢復後相當ノ年期ヲ定メテ之ヲ分納セシムルコト、シ
二 地方ニ於テ執行スル事業費中道路橋梁上下水道學校中央市場塵芥處分其ノ他衛生施設及社會事業
竝公園瓦斯及電氣事業等ノ施設ニ必要ナル費用ハ府縣ニ對シテハ復興事業ノ繼續年間に無利子ニテ之
ヲ貸付シ市ニ對シテハ國ノ保證ニ依リ地方債ヲ起スコトヲ得シメ上水及電氣瓦斯ノ供給竝軌道ノ如キ

收益事業ニ要スルモノヲ除キ其ノ他ニ要スル起債ノ利息ハ年七分ヲ限度トシテ復興事業年度間國ヨリ
補給スルモノトシ、貸付金ハ復興事業完成後遅クモ三十年間ニ償還セシムルモノトシテ經理セントス。

第三 帝都復興計畫ノ統制及其ノ事業ノ執行ニ關スル件

東京及横濱ニ於ケル復興計畫ヲ統制シ及復興事業ヲ執行スル爲帝都復興計畫法ヲ制定セムト欲ス其
ノ要綱左ノ如シ。

- 一 復興計畫復興事業及復興計畫區域ハ帝都復興院評議會ノ意見ヲ聞キ帝都復興院總裁之ヲ決定シ内閣ノ認可ヲ受ケシム。
- 二 主要ノ街路河川運河公園ノ新設改修及港灣ノ築設ノ如キ帝都構成ノ基幹タルヘキ重要ナル施設ニシテ國ノ行政官廳ニ於テ施行スルモノ、外、復興事業ハ公共團體ヲ統轄スル行政官廳ヲシテ執行セシムルヲ原則トシ、其ノ他ノ者ハ帝都復興院總裁ノ許可ヲ得テ執行セシム。
- 三 國ノ行政官廳ニ於テ執行スル復興事業ニ要スル費用ハ國庫ノ負擔トシ、其ノ一部ハ事業地ノ屬スル公共團體ヲシテ分擔セシム。
- 四 公共團體ヲ統轄スル行政廳ニ於テ執行スル復興事業ニ要スル費用ハ、其ノ公共團體ノ負擔トシ、其ノ一部ハ國庫ヨリ補助ス、其ノ補助歩合ハ別ニ之ヲ定ム。
- 五 復興事業ニ要スル費用ヲ負擔スル公共團體ニハ、該事業ニ因リ著シク利益ヲ受クル者ヨリ相當ノ金額ヲ受益者負擔金トシテ徴收スルヲ得シム。
- 六 市街地建築物法ニ依ル地域及地區ノ外復興計畫區域内ニ於テハ、風致又ハ風紀ノ維持其ノ他經濟上特殊ノ目的ノ爲ニ地區ヲ指定シ、其ノ地區内ニ於ケル工作物又ハ土地ニ關スル工事又ハ權利ハ勅令ノ規定ニ依リ制限スルコトヲ得シム。

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

前項地域及地區ノ指定ハ市街地建築物法ニ依ルモノト否トヲ問ハス帝都復興院評議會ノ意見ヲ聞キ、帝都復興院總裁之ヲ決定シ内閣ノ認可ヲ受ケシム。

七 復興事業ニ要スル土地ノ境域内ニ於ケル土地ノ變更、工作物ノ築造及竹木土石ノ採取ニ付テハ禁止又ハ制限スルヲ得シム。

八 復興計畫復興事業又ハ地域地區ニ關スル調査又ハ工事ノ爲必要アルトキハ官吏又ハ吏員ヲシテ他人ノ土地ニ立入り測量又ハ検査ヲ爲シ障害ノ竹木土石等ヲ移轉又ハ除却セシムルヲ得シム、但シ之ニ因リ生シタル損害ハ補償セシム。

九 復興計畫區域内ニ於ケル土地ニ付テハ宅地トシテノ利用ヲ増進スル爲土地區劃整理ヲ行フモノトシ、可成土地區劃整理組合ヲ設立セシメ之ヲ行ハシム。

土地區劃整理ニ付テハ耕地整理法ニ規定スル耕地整理ノ例ニ依ルモノトシ、其ノ例ニ依リ難キ事項ニ關シテハ別段ノ定メヲ爲ス。

一〇 復興事業ニ要スル土地物件及土地ニ關スル所有權以外ノ權利ハ之ヲ收用又ハ使用スルヲ得ルモノトシ、土地收用ノ爲ニ一宅地ヲ爲スニ足ラサル殘地ヲ生スル場合ニハ併セ收用スルコトヲ得シム、收用又ハ使用ニ關シテハ土地收用法ニ依ルモノトシ、協議ヲ爲シ難キ場合ニ於ケル收用ノ時期區域及損失補償等ニ付テハ補償審査會ヲ設ケ、收用審査會ニ代ラシム。

一一 主務大臣復興事業ノ爲必要アリト認ムルトキハ、公共團體ヲシテ其ノ公用又ハ公共用ノ土地ヲ事業執行者ニ供用セシム。

一二 土地區劃整理ノ爲又ハ一宅地ヲ爲スニ足ラサル爲收用シタル土地ニ付テハ買戻權ヲ認メス、且復興事業ニ依リ生シタル設備ノ管理及歸屬ニ付テハ勅令ヲ以テ別ニ之ヲ定ム。

一三 本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ノ強制訴願訴訟等ニ付テハ都市計畫

法ノ規定ニ準ス。

帝都復興豫算

帝都復興院

二八、四〇〇、〇〇〇圓

俸給

一一、三六〇、〇〇〇圓

事務費

一七、〇四〇、〇〇〇圓

帝都復興事業費

五五四、五五二、〇〇〇圓

事業執行者ニ供用セシム。

- 一二 土地區劃整理ノ爲又ハ一宅地ヲ爲スニ足ラサル爲收用シタル土地ニ付テハ買戻權ヲ認メス、且復興事業ニ依リ生シタル設備ノ管理及歸屬ニ付テハ勅令ヲ以テ別ニ之ヲ定ム。
- 一三 本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ノ強制訴願訴訟等ニ付テハ都市計畫

法ノ規定ニ準ス。

帝都復興豫算

帝都復興院	二八、四〇〇、〇〇〇圓
俸給	一一、三六〇、〇〇〇圓
事務費	一七、〇四〇、〇〇〇圓
帝都復興事業費	五五四、五五二、〇〇〇圓
東京復興費	四八八、三七〇、〇〇〇圓
街路費	四〇六、四〇〇、〇〇〇圓
港灣費	三二、七五〇、〇〇〇圓
運河費	二八、五七〇、〇〇〇圓
公園費	一一、九〇〇、〇〇〇圓
土地整理費	八、七五〇、〇〇〇圓
橫濱復興費	五二、四三二、〇〇〇圓
街路費	四二、三〇〇、〇〇〇圓
運河費	五、六一二、〇〇〇圓
公園費	一、九五九、〇〇〇圓
土地整理費	二、五六一、〇〇〇圓
京濱運河費	一三、七五〇、〇〇〇圓
復興事業費貸付金	一〇、三二五、四〇二圓
復興事業費貸付金	一〇、三二五、四〇二圓

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

東京府復興事業費貸付金 七、七四九、六九八圓
 神奈川縣復興事業費貸付金 二、五七五、七〇四圓
 復興事業費補助 一〇九、七〇〇、五七九圓

防火地區建築費補助 二〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓

土地區劃整理費補助 二、七七五、〇〇〇圓

地方復興事業費補助 五八、一六六、五六九圓

東京府復興事業費補助 五、〇八三、五六〇圓

神奈川縣復興事業費補助 七四二、三一七圓

東京市復興事業費補助 四一、五七九、二〇九圓

横濱市復興事業費補助 一〇、七六一、四八三圓

地方復興事業債利子補給 二八、七五九、〇一〇圓

東京市復興事業債利子補給 二一、九九〇、六八八圓

横濱市復興事業債利子補給 六、七六八、三二二圓

合計 七〇二、九七七、九八一圓

第三項 第二回審議會

同年十一月二十七日午後首相官邸に於て開會、諮問案第一號、第二號、第三號三案を併せ議題となし、伊東委員長より委員會審議の經過並委員會協定案の報告あり、次で各員異議なく委員長報告通可決、山本議長(總裁)は之に對し、政府は本決議の趣旨を尊重し充分之に副ふ様努力すべき旨を宣し散會せり。

帝都復興審議會特別委員協定案

第一項 路線ニ付テハ東京ノ部ニ於テ品川町ヨリ本芝一丁目、芝口一丁目、木挽町、江戸橋、和泉橋、車坂町ヲ經テ三ノ輪ニ至リ、又九段坂下ヨリ神保町、兩國橋ヲ經テ龜戸ニ至ルニ幹線道路ノ幅員ニ適當ノ收縮ヲ加ヘ、之ヲ承認スルノ外爾餘ノ各路線ハ財政上ノ見地ヨリ舊道路ヲ利用シ、必要已ムヲ得サル箇所ニ限リテ適當ノ擴張ヲ爲サシムルコト。

第二項 東京ノ上下水道工事及地下埋設物ハ一時國費ヲ以テ速成ヲ圖ラシムルコト。

第三項 公園ノ配置ニ付テハ東京横濱ノ分トモ大體賛成ヲ表シ、右公園内ニ消防ニ要スル充分ノ貯

し、伊東委員長より委員會審議の經過並委員會協定案の報告あり、次で各員異議なく委員長報告通可決、山本議長總裁は之に對し、政府は本決議の趣旨を尊重し充分之に副ふ様努力すべき旨を宣し散會せり。

帝都復興審議會特別委員協定案

第一項 路線ニ付テハ東京ノ部ニ於テ品川町ヨリ本芝一丁目、芝口一丁目、木挽町、江戸橋、和泉橋、車坂町ヲ經テ三ノ輪ニ至リ、又九段坂下ヨリ神保町、兩國橋ヲ經テ龜戸ニ至ルニ幹線道路ノ幅員ニ適當ノ收縮ヲ加ヘ、之ヲ承認スルノ外爾餘ノ各路線ハ財政上ノ見地ヨリ舊道路ヲ利用シ、必要已ムヲ得サル箇所ニ限りテ適當ノ擴張ヲ爲サシムルコト。

第二項 東京ノ上下水道工事及地下埋設物ハ一時國費ヲ以テ速成ヲ圖ラシムルコト。

第三項 公園ノ配置ニ付テハ東京横濱ノ分トモ大體賛成ヲ表シ、右公園内ニ消防ニ要スル充分ノ貯水設備ヲ爲サシムルコト。

第四項 市場ノ配置ニ付テハ東京横濱ノ分トモ大體賛成ヲ表スルコト。

第五項 市街宅地割ノ整理ハ東京横濱兩市ノ自治體ニ一任スルコト。

第六項 防火設備ハ必要ナル斟酌ヲ加ヘ大體賛成ヲ表スルコト。

第七項 東京ノ築港並京濱間ノ運河施設ハ震災復興事業中ヨリ切離シ當局ノ措置ニ一任スルコト。

第八項 市内ノ運河ハ大體賛成ヲ表スルコト。

第九項 帝都復興計畫事業年度及財政方針ハ完成期限ヲ五箇年ニ改メ其ノ他ハ大體賛成ヲ表スルコト。

第十項 帝都復興法ノ制定ニ付テハ會テ本會ノ諮詢ヲ經スシテ制定セラレ而モ現行ノ市制都市計畫法道路法等ノ諸法律ト牴觸スルモノナリト認メラル、復興院官制ト關聯スルモノナルカ故ニ本會トシテハ之ニ對シ意見ヲ留保スヘキコト。

希望事項

第一 商工業復興ニ要スル資金融通ノ爲政府當局ニ於テ相當ノ設備ヲナサレタキコト。

第二 家屋新築ノ爲メニ投スル資金ノ安固ヲ圖ル爲完全ナル火災保險制度ノ創設ニ盡力セラレタキ

コト。

伊東委員長報告要領

協定案第一項に關しては閣外委員より新設道路に強硬なる反對ありしも結局二幹線路を認容することとなれり、但し工費節約の爲其の幅員は十八間乃至二十間となすことを希望す。

第二項に關しては市民生活の絶對的急要とする上下水道設備完成は財政窮乏せる自治團體に委すべきに非ずと思惟するを以て、一時國費を以て其の速成を爲し、經營を完ふせしめたる後、適宜其の費用を回收するの方針を採らむことを勸告す、地下埋設物に關しても亦同様なり。

第三項に關しては今回の如き大災害を顧慮したるは勿論にして、第五項に關しては土地整理は強制的に之を一時に實施せむとせば紛糾を來す虞あり、又土地所有者の任意的協定は容易ならずと認めらるゝが故に、自治體をして其の事業に當らしめ、所在土地所有者との協定に委するを穩當と認めたり。

第六項に關しては防火設備實施區域擴大に失する時は市民の發奮に俟つべき復興事業を阻碍せしむる虞なしとせざるを以て、宜しく其の間相當の斟酌を加ふべく、

第七項に關しては東京築港、京濱運河の件は臨時議會に提出するの可否は姑く措き是を必ずしも臨時議會に提出するの必要を認めず。

第九項に關しては完成期間七箇年の原案を五箇年に改めしは可成事業の速成を計らむとするに由るものなり、而して之に要する財政の繰合せは幹線路の節除を以て補足し得るものと認む。

第四項 官制廢止

前述の如く復興審議會に諮問せられたる議案は別項の如く決定し復興計畫の基礎は確立せらるゝに至りしが偶々大正十二年十二月二十七日大逆事件勃發し之が爲山本首相以下閣僚は引責辭職を爲し越

えて翌十三年一月七日清浦内閣の成立と共に翌八日の閣議に於て帝都復興審議會官制は最早其の必要なきものとなし、同官制は廢止を爲すことに決定し左の如く公布せられたり。

帝都復興審議會官制廢止ノ件 (大正十三年二月二十三日勅令第二十四號)

帝都復興審議會官制ハ之ヲ廢止ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四項 官制廢止

ものなり、而して之に要する財政の繰合せは幹線路の節除を以て補足し得るものと認む。

前述の如く復興審議會に諮問せられたる議案は別項の如く決定し復興計畫の基礎は確立せらるゝに至りしが偶々大正十二年十二月二十七日大逆事件勃發し之が爲山本首相以下閣僚は引責辭職を爲し越

えて翌十三年一月七日清浦内閣の成立と共に翌八日の閣議に於て帝都復興審議會官制は最早其の必要なきものとなし、同官制は廢止を爲すことに決定し左の如く公布せられたり。

帝都復興審議會官制廢止ノ件 (大正十三年二月二十三日勅令第二十四號)

帝都復興審議會官制ハ之ヲ廢止ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三節 帝都復興院の成立

第一項 官制々定

復興事業執行の特設機關設置の經緯に付ては本章概説に於て述べたる如く、當初帝都復興に關する事業は國家事業として之を直接特設機關に於て管掌する爲別に一省を設くべしとするものと、帝都復興院を設け、其の執行は各省所管に任せむとするものとの兩案あり、結局政府は此の兩案を折衷して帝都復興院案を採用することとなり、帝都復興院は内閣總理大臣の管理に屬し、東京及横濱に於ける都市計畫、都市計畫事業の執行及市街地建築物法の施行其の他復興に關する事務を管掌す、帝都復興院は外に參與及參事を置き院務に參與せしむ、參與及參事は關係各廳高等官又は學識經驗ある者の中より内閣に於て之を命じ、更に帝都復興院に於ては會長一名、評議員若干名を以て組織する評議會を設け復興院總裁の諮問に應じ重要なる調査審議せしむることとせり、然るに第四十七議會に於て帝都復興豫算案修正せらるゝに至りたる結果、其の執行機關も亦内務省の外局として復興局を新設することとなり、帝都復興院は廢止を見るに至れり。

第一 帝都復興院官制

(大正十二年九月二十七日勅令第四二五號)

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

第一條 帝都復興院ハ内閣總理大臣ノ管理ニ屬シ東京及横濱ニ於ケル都市計畫都市計畫事業ノ執行及市街地建築物法ノ施行其ノ他復興ニ關スル事務ヲ掌ル

帝都復興院ハ前項ノ外臨時物資供給令ノ施行ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條 帝都復興院ニ左ノ職員ヲ置ク

總裁	親任	
副總裁	勅任	二人
技監	勅任	一人
理事	勅任	七人
書記官	奏任	十五人
事務官	奏任	三十人
技師	奏任	百五十人
屬	判任	百五十人
技手	判任	三百五十人

前項事務官ノ外内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ事務官ヲ命スルコトヲ得

内十人ヲ勅任ト爲スコトヲ得

第三條 帝都復興院ニ總裁官房及左ノ六局ヲ置ク

- 計畫局
- 土地整理局
- 建築局
- 土木局

物資供給局

經理局

第四條 總裁官房ニ於テハ機密、人事、文書其ノ他各局ニ屬セサル事項ニ關スル事務ヲ掌ル

第五條 計畫局ニ於テハ都市計畫其ノ他復興計畫ニ關スル事務ヲ掌ル

第六條 土地整理局ニ於テハ土地區劃整理其ノ他土地ノ整理ニ關スル事務ヲ掌ル

第七條 建築局ニ於テハ市街地建築物法ノ施行其ノ他建築ニ關スル事務ヲ掌ル

計畫局
土地整理局
建築局
土木局

物資供給局
經理局

第四條 總裁官房ニ於テハ機密、人事、文書其ノ他各局ニ屬セサル事項ニ關スル事務ヲ掌ル

第五條 計畫局ニ於テハ都市計畫其ノ他復興計畫ニ關スル事務ヲ掌ル

第六條 土地整理局ニ於テハ土地區劃整理其ノ他土地ノ整理ニ關スル事務ヲ掌ル

第七條 建築局ニ於テハ市街地建築物法ノ施行其ノ他建築ニ關スル事務ヲ掌ル

第八條 土木局ニ於テハ都市計畫事業其ノ他ノ復興事業ノ執行ニ關スル事務ヲ掌ル

第九條 物資供給局ニ於テハ臨時物資供給令ノ施行其ノ他復興事業ニ要スル諸材料ノ調達ニ關スル事務ヲ掌ル

第十條 經理局ニ於テハ豫算、決算其ノ他諸會計ニ關スル事務ヲ掌ル

第十一條 第二條職員ノ外院務ニ參與セシムル爲參與及參事ヲ置ク

參與及參事ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

參與ハ勅任官ノ待遇參事ハ奏任官ノ待遇トス但シ本官ヲ有スル者ニ付テハ本官ノ受クル待遇ニ依ル

第十二條 總裁ハ所屬職員ヲ統督シ院務ヲ總理シ判任官以下ノ進退ヲ專行ス

第十三條 副總裁ハ總裁ヲ補佐シ總裁事故アルトキハ内閣總理大臣ノ指名シタル副總裁其ノ職務ヲ

代理ス

第十四條 技監ハ技術ヲ統理ス

第十五條 局ニ局長ヲ置キ理事ヲ以テ之ニ充ツ

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

局長ハ上官ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌理ス

第十六條 理事ニシテ局長タラサルモノハ上官ノ命ヲ受ケ院務ヲ掌ル

第十七條 書記官及事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十八條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十九條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第二十條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第二十一條 帝都復興院ニ評議會ヲ置ク

評議會ハ總裁ノ諮詢ニ應シ重要ノ事項ヲ調査審議ス

第二十二條 評議會ハ會長一人評議員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時評議員ヲ置クコトヲ得

第二十三條 會長、評議員及臨時評議員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第二十四條 會長ハ會務ヲ總理シ會議ノ議長トナル

第二十五條 評議會ニ幹事ヲ置ク内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第二十六條 評議會ニ書記ヲ置ク内閣ニ於テ之ヲ命ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二 職員

總裁副總裁以下職員左記の通任命せられ九月二十九日内相官邸に於て事務を開始す。

内務大臣從二位勳一等子爵 後藤新平

兼任帝都復興院總裁

北海道長官從三位勳二等 宮尾舜治

從四位勳四等 松木幹一郎

任帝都復興院副總裁兼復興院理事

正六位 直木倫太郎

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二 職 員

總裁副總裁以下職員左記の通任命せられ九月二十九日内相官邸に於て事務を開始す。

兼任帝都復興院總裁

内務大臣從二位勳一等子爵 後藤新平

北海道長官從三位勳二等 宮尾舜治

從四位勳四等 松木幹一郎

任帝都復興院副總裁兼復興院理事

正六位 直木倫太郎

任帝都復興院技監兼帝都復興院理事

社會局長官正五位勳三等 池田宏

兼任帝都復興院理事帝都復興院計畫局長ヲ命ス

東京帝國大學工學部教授兼宮内省技師正五位勳六等 佐野利器

任帝都復興院理事帝都復興院建築局長ヲ命ス

鐵道書記官兼鐵道省參事官從五位勳六等 十河信二

任帝都復興院書記官

鐵道省參事官從五位勳六等 金井清

任帝都復興院書記官

内閣書記官勳六等 長谷川尅夫

兼任帝都復興院書記官

帝都復興院理事 宮尾舜治

帝都復興院土地整理局長ヲ命ス

帝都復興院理事 松木幹一郎

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

帝都復興院物資供給局長ヲ命ス

帝都復興院土木局長ヲ命ス

帝都復興院理事 直木倫太郎

帝都復興院經理局長心得ヲ命ス

帝都復興院書記官 十河信二

任帝都復興院理事帝都復興院土地整理局長ヲ命ス

北海道廳土木部長正五位勳四等 稻葉健之助

内務省技師兼鐵道技師都市計畫地方委員會技師從五位勳六等

鐵道技師陸軍工兵少尉正五位勳四等 太田圓三

任帝都復興院技師

正六位勳四等 岸一太

兼任帝都復興院理事帝都復興院土木局長ヲ命ス

帝都復興院技師陸軍工兵少尉正五位勳四等 太田圓三

免兼官

帝都復興院副總裁兼帝都復興院理事 宮尾舜治
帝都復興院技師兼帝都復興院理事 直木倫太郎

(以上大正十二年十月六日付)

第二項 帝都復興院參與會

第一 參與の任命

帝都復興院官制に依る參與は大正十二年十月十八日任命發表せらる、即ち次の如し。

内閣書記官長 横山資英

法制局長官 松本烝治

宮内次官 關屋貞三郎

外務次官 松平恒雄

第二項 帝都復興院參與會

(以上大正十二年十月六日付)

第一 參與の任命

帝都復興院官制に依る參與は大正十二年十月十八日任命發表せらる、即ち次の如し。

内閣書記官長	横山資英
法制局長官	松本烝治
宮内次官	關屋貞三郎
外務次官	松平恒雄
内務次官	塚本清治
内務技監	原田貞介
社會局長官	池田宏
大藏次官	西野元
陸軍次官	宇垣一成
陸軍中將	武藤信義
海軍次官	岡田敬介
海軍中將	堀内三郎
司法次官	山内確三郎
文部次官	赤司鷹一郎
農商務次官	岡本英太郎
逓信次官	若宮貞夫
鐵道次官	中川正左
警視總監	湯淺倉平

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

東京府知事	宇佐美勝夫
神奈川縣知事	安河内麻吉
從三位勳二等	本多靜六
從三位勳三等	三宅米吉
從三位勳二等	丹羽欽彦
從三位勳二等	長尾半平
從三位勳二等	渡邊勝三郎
從四位勳三等	永田秀次郎
勳六等	結城豐太郎
正七位	矢野恒太
	磯村豐太郎
	加藤恭平
	米山梅吉
	桐島像一

帝都復興院參與被仰付(各通)

第二 第一回參與會

十一月一日午前首相官邸に於て參與會開催、附議せられたる原案左の如し。

一 主要街路ノ施設及其ノ規格ニ關スル件

大震火災ノ慘害ニ鑑ミ最モ交通系統ノ整備ニ意ヲ用ヒ、主要幹線ノ規格ハ之ヲ十五間以上二十四間

トシ、豫メ高速度鐵道ノ敷設ニ備ヘ、之ニ配スルニ幅員六間以上ノ街路ヲ以テシ、其ノ電氣軌道網ヲ構成スル路線ノ規格ハ十一間以上トシ、地域ノ情況交通ノ系統ニ稽ヘ、宜シキニ隨テ各路線ノ規格ヲ定メムト欲ス。

二 各種營造物ノ配置ニ關スル件

中央官廳學校其ノ他官公ノ廳舍市場屠場等ノ營造物ノ配置ニ留意シ災害ニ罹リタル廳舍兵營學校寺院墓地工場其ノ他公私ノ營造物ノ類ニシテ利用上強ヒテ在來ノ位置ニ存スルノ必要ナキモノハ之ヲ

十一月一日午前首相官邸に於て參與會開催、附議せられたる原案左の如し。

一 主要街路ノ施設及其ノ規格ニ關スル件

大震火災ノ慘害ニ鑑ミ最モ交通系統ノ整備ニ意ヲ用ヒ、主要幹線ノ規格ハ之ヲ十五間以上二十四間

トシ、豫メ高速度鐵道ノ敷設ニ備ヘ、之ニ配スルニ幅員六間以上ノ街路ヲ以テシ、其ノ電氣軌道網ヲ構成スル路線ノ規格ハ十一間以上トシ、地域ノ情況交通ノ系統ニ稽ヘ、宜シキニ隨テ各路線ノ規格ヲ定メムト欲ス。

二 各種營造物ノ配置ニ關スル件

中央官廳學校其ノ他官公ノ廳舍市場屠場等ノ營造物ノ配置ニ留意シ災害ニ罹リタル廳舍兵營學校寺院墓地工場其ノ他公私ノ營造物ノ類ニシテ利用上強ヒテ在來ノ位置ニ存スルノ必要ナキモノハ之ヲ郊外其ノ他適當ノ地ニ移轉セシムルノ方針ヲ採リ、其ノ跡地ハ他ノ公用又ハ街路公園其ノ他公共ノ用ニ供スヘキモノ、外所在地域ノ性質ニ依リ之ヲ市街宅地トシテノ開發ヲ圖ラムト欲ス。

三 建築ニ關スル件

市街地建築物法ニハ此ノ際適當ナル修正ヲ加ヘ特ニ保安ニ備ヘ、一切ノ建築物ハ復興計畫ニ從フモノ、外、豫メ建築線ノ指定ヲ受クルニ非サレハ建築スルコトヲ得サラシメ、建築敷地ニシテ宅地トシテノ利用完カラサルモノニ對シテハ土地區劃ノ整理ヲ遂ケ必要ニ依リ街路ト併セ行ヒ、所在地域ノ性質ニ適從スル所アラシメムト欲ス。

四 復興計畫ノ統制及復興事業ノ執行ニ關スル件

一切ノ復興計畫ハ帝都復興院ニ於テ企劃ヲ統制シ、之ニ基キテ施設スヘキ事業ノ執行ハ出來得ル限リ地方自治制ノ運用ニ俟ツヲ本旨トシ、帝都復興院ハ特ニ委託ヲ受ケタルモノ又ハ特ニ必要アルモノ、外、主トシテ帝都構成ノ基幹ト爲スヘキ施設ヲ擔當スルニ止メムト欲ス。

五 復興事業ノ負擔區分ニ關スル件

國ニ於テ施行スル事業ノ費用ハ大體從來ノ例ニ依ルモノ、外、事業ノ種類ニ從ヒ相當ノ率ヲ以テ關係公共團體ノ負擔ニ俟タシメ、地方ニ於テ施設スル事業ニ對シテハ、法令等ニ別段ノ定アルモノハ

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

大體其ノ例ニ依リ、其ノ他ハ事業ノ種類ニ從ヒ適當ノ率ヲ以テ國庫ヨリ補助シテ之ヲ助成セムト欲ス。

六 復興事業費ノ財政計畫ニ關スル件

帝都復興ハ帝國ノ産業及經濟ノ復興ト相須タシメ、復興事業ハ可成速ニ完成セシムルモノトシ、之ニ要スル經費ハ起債割増金付小額債券ヲ含ムニ俟テ、地方費ノ負擔ニ屬スルモノニ付テハ、必要ニ應シテ國ヨリ資金ノ貸付ヲ爲シ、此ノ資金ハ復興事業ノ竣工スル迄ノ間無利子トシ、復興スルニ隨テ可成短期間ニ償還セシムルノ方針ニ依リ財政計畫案ヲ確立セムト欲ス。

右案に付池田計畫局長の説明あり、之に對し神奈川縣知事安河内參與より復興計畫は單に京濱間の交通路のみに限らず、之に接続さるべき府縣道も充分考慮せられたしとの希望あり、中川鐵道次官塚本内務次官の答辯的意見の開陳あり、桐島參與よりの高速度鐵道に關する質問に對し、池田局長は地下線高架線路下線の築造に付考慮し居る旨を答へ、長尾參與の要求に依り池田局長直木技監山田技師等より第一項の具體的説明あり、尙後藤總裁より一六六六年倫敦の大火災當時に於ける復興計畫其の他に關する報告書の朗讀あり。

午後續て再會、池田局長より原案第二項より第六項迄の説明あり、右議案は特別委員を設け附託することとなり、委員を三部に分ち總裁の指名に依り委員部署を左の通決定し散會す。

第一部 議案第一項乃至第三項

委員長

海軍次官 岡田 啓介

委員

宮内次官 關屋 貞三郎

内務次官 塚本 清治

大藏次官 西野 元

陸軍次官 宇垣 一成

文部次官 赤司 鷹一郎

農商務次官 岡本 英太郎

遞信次官 若宮 貞夫

鐵道次官 中川 正左

本多 靜六

丹羽 資彦

委員

宮内次官 關屋貞三郎
 内務次官 塚本清治
 大藏次官 西野元
 陸軍次官 宇垣一成

第二部 議案第四項乃至第六項

委員長
委員

文部次官 赤司鷹一郎
 農商務次官 岡本英太郎
 遞信次官 若宮貞夫
 鐵道次官 中川正左
 本多靜六
 丹羽資彦
 長尾半平
 結城豐太郎
 矢野恒太
 磯村豐太郎
 桐島像一
 塚本清治
 西野元
 法制局長官 松本烝治
 東京市長 永田秀次郎
 東京府知事 宇佐美勝夫
 加藤恭平
 米山梅吉
 神奈川縣知事 安河内麻吉

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

第三部 物資供給に關する事項

委員長
委員

橫濱市長 渡邊勝三郎

農商務次官 岡本英太郎

外務次官 松平恒雄

宮内次官 關屋貞三郎

内務次官 塚本清治

逓信次官 若宮貞夫

鐵道次官 中川正左

東京市長 永田秀次郎

橫濱市長 渡邊勝三郎

磯村豐太郎

加藤恭平

米山梅吉

イ、第一部委員會決定要領

第一部委員會は大正十二年十一月二日、同月四日及六日の三回に亙り開會し、議案第一項乃至第三項に付審議の結果左記要領の通決定したり。

(甲) 第一項に關するもの

一 主要路線ニ關スル實行案ヲ編成スルコトハ當局ニ任スルコト、從テ甲乙之案其ノ他各種ノ案ニ對シテノ説明ヲ諒シ、當局ノ取捨ニヨリ完全ナル案ヲ作ルコト。

二 街路及運河ノ擴張並延長ノ必要ヲ認ム、之カ配置ハ適當ニ當局ニ於テ按配スルコト、尙運河

配置ニ當リテハ出來得ルナラハ西堀留ヲ延長シテ神田川ニ通スル運河ヲ考慮ニ置クコト。

三 主要幹線街路ノ幅員ハ十五間以上三十間トシ必スシモ一律同幅ノ規格ニ依ルヲ要セサルノ趣旨ニ依リ、其ノ實際ノ詮衡ヲ適當ニ爲スコト。

電車ヲ通スル線路ノ幅員ハ十三間以上ヲ原則トシ、十一間迄下ルコトヲ得。

四 土地ノ收用ハ區劃整理ノ方法ニ依ルコト。

五ノ一 隅田川河口芝浦築港京濱運河ハ原案ニ從ヒ施行スルコト、但シ京濱運河ハ經費ノ都合上

- 一 主要路線ニ關スル實行案ヲ編成スルコトハ當局ニ任スルコト、從テ甲乙案其ノ他各種ノ案ニ對シテノ説明ヲ諒シ、當局ノ取捨ニヨリ完全ナル案ヲ作ルコト。
- 二 街路及運河ノ擴張並延長ノ必要ヲ認ム、之カ配置ハ適當ニ當局ニ於テ按配スルコト、尙運河

配置ニ當リテハ出來得ルナラハ西堀留ヲ延長シテ神田川ニ通スル運河ヲ考慮ニ置クコト。

- 三 主要幹線街路ノ幅員ハ十五間以上三十間トシ必スシモ一律同幅ノ規格ニ依ルヲ要セサルノ趣旨ニ依リ、其ノ實際ノ詮衡ヲ適當ニ爲スコト。

電車ヲ通スル線路ノ幅員ハ十三間以上ヲ原則トシ、十一間迄下ルコトヲ得。

- 四 土地ノ收用ハ區劃整理ノ方法ニ依ルコト。

- 五ノ一 隅田川河口芝浦築港京濱運河ハ原案ニ從ヒ施行スルコト、但シ京濱運河ハ經費ノ都合上出來サレハ計畫タケナリトモ爲シ置クコト。

- 五ノ二 京濱運河ハ之カ利用ノ日極メテ少ナキモノナルニ依リ、此ノ際之ニ對シ經費ヲ投シテ施行スル必要ナキコトノ丹羽氏ノ反對意見アリ。

- 五ノ三 京濱運河ニ就キ海邊ニ之ヲ設ケ其ノ陸側タケヲ工業地帯ト爲ス案ノ外、寧ロ工業地帯ニ重キヲ置クノ立場ヨリ運河ヲ更ニ一層陸地寄りニ設クル案ノ調査ヲ望ムトノ矢野委員ノ希望アリ。

- 五ノ四 永代橋以下ノ隅田川ハ川幅ヲ擴大シ之ヲ二十四尺迄浚渫ノ調査ヲ望ムトノ磯村委員ノ希望アリ。

- 五ノ五 隅田川下流沿岸ニハ倉庫地帯ヲ設置シ、之ニ配スル道路ヲ考慮スルコト。

- 六 地下埋設物ニ對シテハ當局ノ説明ヲ諒トシ、一系統ニ統一施設スルコトハ之ヲ見合スコト、但シ類似ノモノハ成ルヘク統一集合シテ埋設スルコト。

- 七 高速度鐵道ハ各種ノ案ノ説明ヲ綜合シ、之ヲ根本トシ街路ノ系統ヲ之ニ調和セシムルコト。

- 八 鐵道當局ニ於テ可成市内ノ中心ニ近キ地區ニ於テ貨物驛ヲ新設改良擴張セムトスルハ一ニ市内小運送ノ費用ヲ輕減セムトスルノ趣旨ニ外ナラス、就テハ市内電車ノ貨物夜間運轉、市内運河ノ改良擴張並驛附近ニ於ケル倉庫ノ設備等荷物ノ積卸及保管ノ便ヲ計ル必要アリトノ鐵道當

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

一一二

局ノ意見ハ之ヲ考慮スヘキコト。

尙中央市場ニ對シテハ鐵道ノ引込線ヲ設クル必要アルコト。

九 海嘯ニ對シテハ適當ノ防禦方法ヲ考慮スヘキコト。

十 空中攻撃ニ對シテ防禦方法ヲ講スヘントノ意見ニ付充分ニ考慮スルコト。

(乙) 第二項に關するもの

第二項に關しては原案を承認したる外左の希望を附せり。

一 學校敷地ニ付適當ノ位置ヲ撰定シ、實際ノ必要ニ應ジ擴張ヲ圖リ兒童公園ノ用ヲ兼ネシムルコト。

二 本多參與ヨリ提出ノ希望左ノ如シ。

イ 既設ノ公園ヲ整理擴張スルト同時ニ、新ニ適當ノ位置ニ各種公園ヲ設置シ、就中大中ノ公園ハ之ヲ公園連絡廣路又ハ幹線廣路ニヨリ互ニ系統的ニ聯絡セシメ、以テ全市ノ公園ヲ有機的ニ活用セシムルコト。

ロ 河海濠池ノ沿岸ハ成ルヘク之ヲ公園又ハ公園連絡廣路ニナシ、船著場荷揚場倉庫其ノ他公用ノ外成ルヘク普通住宅ヲ許サ、ルコト。

ハ 公園及公園連絡廣路並公園廣路兼用幹線道路ノ合計面積ハ全地積ノ一割以上トナスコト。

ニ 以上ノ諸設備ハ平時ニハ市ノ裝飾ト保健ノ用ニ資シ、非常ノ際ニハ何レノ住民モ數町ノ距離ニシテ公園又ハ廣路ニ出テ安全ニ避難シ得セシムルヲ目的トシテ設計スルコト。

(丙) 第三項に關するもの

第三項に關しては原案を承認したる外尙左の希望條項を提出せり。

一 車輛ヲ道路ニ放置セサル様相當考慮セラレタキコト(磯村參與提出)

二 復興計畫ニ於テ建築物ニ對シテハ相當ノ低利資金ヲ貸出スカ又ハ材料ノ供給ヲ便宜ニスル等適當ナル助成方法ヲ考慮セラレタキコト(矢野參與提出)

三 建築助成ノ方法トシテ各需要者ニ低利資金ノ貸出ヲ爲スコト必スシモ不可ナラサルモ或ハ却テ商人ヲ利スルコトヲ助成スル虞ナキニシモアラス、寧ロ建築材料ノ供給ヲ豊富ニシ且其ノ價格ヲ低廉ナラシムル方法ヲ講セラレタシ(長尾參與提出)

四 復興計畫ヲ急キ本建築ニ著手シ得ル日ノ一日モ早クセラレ度キコト(磯村參與提出)

(丙) 離ニシテ公園又ハ廣路ニ出テ安全ニ避難シ得セシムルヲ目的トシテ設計スルコト。

第三項に關するもの

第三項に關しては原案を承認したる外尙左の希望條項を提出せり。

一 車輛ヲ道路ニ放置セサル様相當考慮セラレタキコト(磯村參與提出)

二 復興計畫ニ於テ建築物ニ對シテハ相當ノ低利資金ヲ貸出スカ又ハ材料ノ供給ヲ便宜ニスル等適當ナル助成方法ヲ考慮セラレタキコト(矢野參與提出)

三 建築助成ノ方法トシテ各需要者ニ低利資金ノ貸出ヲ爲スコト必スシモ不可ナラサルモ或ハ却テ商人ヲ利スルコトヲ助成スル虞ナキニシモアラス、寧ロ建築材料ノ供給ヲ豊富ニシ且其ノ價格ヲ低廉ナラシムル方法ヲ講セラレタシ(長尾參與提出)

四 復興計畫ヲ急キ本建築ニ著手シ得ル日ノ一日モ早クセラレ度キコト(磯村參與提出)

ロ、第二部委員會決定要領

第二部委員會は同月二日、七日の兩日開催し、審議の結果、議案第四項は之を承認し、第五項に付ては、

「大體從來ノ例ニ依ルモノ、外及

「法例等ニ別段ノ定アルモノハ大體其ノ例ニ依リ其ノ他ハ」
を削り第六項に付ては、

「割増金付小額債券ヲ含ム」

を削ることとし、之を承認せり。

ハ、第三部委員會決定要領

(省 略)

第三 第二回參與會

同月九日午後内相官邸に於て開會、各部委員長より審議經過及結果に付報告あり、四五の質問ありしが政府の答辯に依り委員長報告通承認に決定し散會す。

越えて十二月六日後藤總裁は各參與を内相官邸に招致し、席上燒失區域全部の土地區劃整理方針に

付左の如く呈示する所ありたり。

一、土地區劃整理の意義

土地區劃整理は宅地の利用を増進する爲に行ふものたるを以て、道路の新築又は變更に依り區劃の大き竝形狀を統一にし、或は進んで土地の交換分合を行ひ以て土地の經濟的利用を計ると共に保安衛生交通上の障害を除去すべき都市計畫上の重大施設にして市街地構築の規準をなすものなり。

二、土地區劃整理と市街地建築物法令との關係

現行市街地建築物法第八條竝第二十六條に依れば建築物の敷地は之を建築線即ち幅員九尺以上の道路敷地に接せしむるを要す、然るに従來焼失区域内の土地は區廓極めて不整なるのみならず、建築物の敷地は幅員九尺以下の道路又は路次に面するもの多く、之が新築改築に際し建築線の指定を要せし状態にありしを以て、今回の復興に於て土地區劃整理が徹底的に施行せられずとせば建築物の再築に當り再び建築線を指定せざるべからず、蓋し建築物の指定は土地區劃整理助成の趣旨を有するものなるを以つて、復興建築に對し前述の如く建築線を指定するとせば、土地區劃整理の重複となるのみならず、土地の交換分合等は到底期待し得ざるを以て區劃整理の成果極めて尠しと謂はざるべからず。

要するに焼失区域内に於ては復興建築に對し可成建築線の指定を要せざる様土地の實況に應じて徹底的整理を斷行し、建築復興を速かならしむるを以て刻下の急務とす、其の他市街地建築物法令に依る地域、防火地區空地の制限竝道路幅員に依る建築物の高さの制限等土地區劃整理に關し考慮を要すべき事項極めて多く、其の整理施行の成否に依り建築復興に重大なる關係を有するものなり。

三、土地區劃整理の方針

(一) 設計の規準

土地區劃整理の設計を爲すに當り考慮を要する事項を擧ぐれば左の如し。

- イ、用途地域制即ち住居地域、商業地域、工業地域の種別を樹て設計の規準とすること
- ロ、道路、運河、鐵道、公園等都市計畫上の施設を設計の規準とすること

徹底的整理を斷行し、建築復興を速かならしむるを以て刻下の急務とす、其の他市街地建築物法令に依る地域、防火地區空地の制限並道路幅員に依る建築物の高さの制限等土地區劃整理に關し考慮を要すべき事項極めて多く、其の整理施行の成否に依り建築復興に重大なる關係を有するものなり。

三、土地區劃整理の方針

(一) 設計の規準

土地區劃整理の設計を爲すに當り考慮を要する事項を擧ぐれば左の如し。

- イ、用途地域制即ち住居地域、商業地域、工業地域の種別を樹て設計の規準とすること
- ロ、道路、運河、鐵道、公園等都市計畫上の施設を設計の規準とすること
- ハ、土地の實況を調査し區廓の方向形狀並大きさを定むること
- ニ、現在道路にして整理上支障なきものは可成之を存置し地下埋設物等の變更を少なくすると共に新に開設すべき道路の規準とすること

(二) 區廓の規準

區廓の長軸は可成主要街路に平行せしめ一區廓の長さは幅の二倍乃至四倍とす

尙區廓の幅は左記標準に依るを一般原則とするも土地の實況に應じて適當に之を定むること

住居地域	三十間
商業地域	
工業地域	六十間
未指定地域	

第三項 帝都復興院評議會

第一 評議員の任命

帝都復興院官制に依る評議會々長、評議員及幹事は大正十二年十月十八日左の如く任命せられ、越えて十一月二十日臨時評議員の任命あり。

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

帝都復興院評議會々長被仰付

從三位勳一等男爵 阪谷芳郎

正四位勳一等功三級 山路一善

從三位勳一等男爵 古市公威

正三位勳一等功二級 長岡外史

從三位勳一等 上山滿之進

從四位勳一等 馬場鏌一

從三位勳二等 宇佐美勝夫

從三位勳二等男爵 斯波忠三郎

正四位勳二等 安河内麻吉

正四位勳三等 伊東忠太

正四位勳三等 岡野昇

正四位勳三等子爵 大河内正敏

正四位勳二等 湯淺倉平

正五位勳四等 澁澤元治

從三位勳三等伯爵 林博太郎

正三位勳二等 大久保利武

正三位勳二等 廣井勇

正六位 内藤久寛

正四位勳二等 橋本圭三郎

從四位勳二等 伊澤多喜男

從三位勳二等 渡邊勝三郎

正四位勳二等 澤柳政太郎

從三位勳三等子爵 井上匡四郎

正四位勳四等子爵 八條隆正

從三位勳三等男爵 毛利五郎

從三位勳三等伯爵 林博太郎
 正三位勳二等 大久保利武
 正三位勳二等 廣井勇
 正六位 內藤久寛
 正四位勳二等 橋本圭三郎

從四位勳二等 伊澤多喜男
 從三位勳二等 渡邊勝三郎
 正四位勳二等 澤柳政太郎
 從三位勳三等子爵 井上匡四郎
 正四位勳四等子爵 八條隆正
 從三位勳三等男爵 毛利五郎
 從四位勳三等 小林丑三郎
 正五位勳三等 吉植正一郎
 從四位勳三等 秦豊助
 正四位勳三等 杉浦宗三郎
 從五位勳三等 原富太郎
 從四位勳三等 永田秀次郎
 勳四等 小泉又次郎
 勳四等 指田義雄
 勳四等 小泉策太郎
 勳四等 鳩山一郎
 正六位勳四等 若尾幾造
 正七位勳四等 秋田清
 若尾璋八
 近藤達兒

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

三	大	森	藤	池	星	福	平	關	宮	大	渡	神	井	伊	磯	池	堀	小	門
木	濱		山	田	野	田	沼	島	橋	邊	戶	坂	東	部	田	江	野	野	野
武	忠		雷	謙	錫	又	亮	幹	新	鐵	舉	孝	米	尚	勝	正	英	重	重
吉	三	格	太	三	一	一	三	之	太	藏	一	郎	治	尙	次	三	二	九	九
	郎							助	郎						郎	郎	郎	郎	郎

梶	片	兒	小	小	木
原	岡	玉	坂	島	村
仲	安	謙	梅	七	久
治		次	吉	郎	壽
					爾
					太

磯部 尙
池田 勝次郎
堀江 正三郎
小野 英二郎
門野 重九郎

帝都復興院評議員被仰付(各通)

梶原 仲治
片岡 安
兒玉 謙次
小坂 梅吉
小島 七郎
木村 久壽彌太
木内 傳之助
宮島 清次郎
上郎 清助

從五位勳五等

金井 清

正五位

長谷川 尠夫

帝都復興院評議會幹事被仰付(各通)

(以上十一月十八日付)

從四位勳三等

姉崎 正治

正五位勳四等

大島 義清

正五位勳三等

今村 明恒

花井 源兵衛

加藤 銀藏

帝都復興院評議會臨時評議員被仰付(各通)

(以上十一月二十日付)

第二 第一回評議會

十一月十五日午後首相官邸に於て第一回評議會開會、諮問案左の通り。

一 復興計畫區域及復興事業ノ規模ニ關スル件

復興計畫ノ區域ハ大體ニ於テ東京及横濱ノ都市計畫區域ニ則リ、地域ニ關スル制亦大體既定ノ方針ニ從ヒ、既往ノ成績ト大震火災ノ慘害ニ鑑ミ又特ニ將來ノ發展ニ意ヲ用ヒ、大要左ノ如ク其ノ規模ヲ定メムトス。

(一) 街路

街路ノ擴築ニ就テハ特ニ交通幹線ノ配置ニ意ヲ用ヒ、主要街路ノ規格ハ幅員十五間乃至三十間トシ、以テ豫メ高速度鐵道ノ敷設ニ備ヘ配スルニ幅員六間以上ノ街路ヲ以テシ、又電氣軌道網ヲ構成スル路線ノ規格ハ十一間以上トシ、地域ノ狀況ト交通ノ系統ニ稽ヘ各路線ノ配置及規格ヲ定メムトス。

(二) 公園及市場

公園及市場ノ位置ヲ凡ソ左ノ如ク定メムトス。

(甲) 公園 官公有地ヲ公園用地トスルモノ、外數箇所ニ遊園ヲ設ケ、尙出來得ル限り燒跡地域

内ニ於ケル小學校用地ヲ擴張シ兒童公園ノ用ヲ兼ネシメムトス。

(乙) 市場 中央市場ハ築地海軍省用地跡ニ設ケ、蔬菜市場ハ兩國秋葉原兩驛附近ニ設ケムトス。

(三) 防火地區及建築助成

防火地區ニ就テハ既定計畫ノ外前掲新設主要街路ノ沿道ニ路線形ノ防火地區ヲ設定シ、特ニ商業中樞地區ニ於テハ集團的防火地區ヲ擴張シ、其ノ防火地區内ニ於ケル不燃質建築ニ對シテハ適當ノ方法ニ依リ之ヲ助成セムトス。

(四) 土地區劃整理

街路ノ新設又ハ擴築ニ因リ建築敷地トシテノ利用完カラサルモノヲ生シタルトキ、其ノ他土地ノ情況ニ依リ必要アルモノニ付テハ土地區劃整理ヲ行フモノトス。

(五) 港灣運河

横濱港ヲ以テ帝都ノ外港トシ、隅田河口ニ内港ノ設備ヲ施シ、兩港ノ聯絡ヲ完全ニシ且ツ沿岸工

(乙) 市場 中央市場ハ築地海軍省用地跡ニ設ケ、蔬菜市場ハ兩國秋葉原兩驛附近ニ設ケムトス。
(三) 防火地區及建築助成
防火地區ニ就テハ既定計畫ノ外前掲新設主要街路ノ沿道ニ路線形ノ防火地區ヲ設定シ、特ニ商業中樞地區ニ於テハ集團的防火地區ヲ擴張シ、其ノ防火地區内ニ於ケル不燃質建築ニ對シテハ適當ノ方法ニ依リ之ヲ助成セムトス。

(四) 土地區劃整理

街路ノ新設又ハ擴張ニ因リ建築敷地トシテノ利用完カラサルモノヲ生シタルトキ、其ノ他土地ノ情況ニ依リ必要アルモノニ付テハ土地區劃整理ヲ行フモノトス。

(五) 港灣運河

横濱港ヲ以テ帝都ノ外港トシ、隅田河口ニ内港ノ設備ヲ施シ、兩港ノ聯絡ヲ完全ニシ且ツ沿岸工業地域ノ開發ニ資スルカ爲京濱運河ヲ開鑿シ、又市内水運ノ便ヲ増進スル爲ニ必要ナル運河ヲ新鑿改修シ、沿岸ニ適當ナル倉庫地帯ヲ設定セムトス。

二 復興計畫ノ統制及復興事業ノ執行ニ關スル件

東京及横濱ニ於ケル復興計畫ハ其ノ連絡統一ヲ保持スル爲帝都復興院ニ於テ之ヲ統制シ、之ニ基キテ執行スル事業ニシテ其ノ都市構成ノ基幹トナルヘキ重要ナル施設即チ (一)重要街路ノ新設及擴張 (二)港灣ノ築設 (三)河川運河ノ改修及開鑿 (四)其ノ他特ニ必要アルモノハ帝都復興院之ヲ執行シ、其ノ他ハ地方公共團體ノ施設ニ委ネムトス。

三 復興事業費ノ負擔區分ニ關スル件

國ニ於テ執行スル事業ノ費用ハ其ノ事業ノ種類ニ依リ相當ノ率ヲ以テ關係公共團體ニ之ヲ分擔セシメ、又地方ニ於テ施設スル事業ニ對シテハ其ノ事業ノ種類ニ從ヒ適當ノ率ヲ以テ國庫ヨリ補助シテ之ヲ助成セムトス。

(附屬書類)

街路之部

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

番 號	路	線 (起點終點及經過地)	延 長(約)	幅 員
一	品川町ヨリ本芝一丁目、芝口一丁目、木挽町、江戸橋、和泉橋、車坂町、三ノ輪町ヲ經テ千住町大橋ニ至ル	品川町ヨリ本芝一丁目迄 内譯 右終點ヨリ芝口一丁目迄 右終點ヨリ車坂町迄 右終點ヨリ千住町大橋迄	八、〇〇〇 <small>間</small>	一八乃至三四 <small>間</small>
二	九段坂下ヨリ南神保町、兩國橋ヲ經テ龜戸町ニ至ル	九段坂下ヨリ南神保町迄 内譯 兩國橋西詰ヨリ龜戸町迄	三、四二〇 一、四九〇 一、六二〇 二、九二〇	一五乃至二四 一八 二四 二〇
三	吳服橋外ヨリ永代橋ヲ經テ砂町ニ至ル	有樂町一丁目ヨリ尾張町、木挽町三丁目、築地三丁目ヲ經テ月島一號地ニ至ル (隅田川ヲ含マス)	一、二五〇 四八〇 二、三〇	一五乃至二〇 二〇 一八
四	有樂町一丁目ヨリ尾張町、木挽町三丁目、築地三丁目ヲ經テ月島一號地ニ至ル (隅田川ヲ含マス)	有樂町一丁目ヨリ木挽町三丁目迄 内譯 木挽町三丁目ヨリ築地三丁目迄 築地三丁目ヨリ月島一號地迄	一、二五〇 四八〇 二、三〇 五四〇	一五乃至二〇 二〇 一八 一五
五	築地三丁目ヨリ入船町、龜島町、濱町三丁目、淺草橋、南元町、北	築地三丁目ヨリ入船町、龜島町、濱町三丁目、淺草橋、南元町、北		

六	田原町ヲ經テ金杉下町ニ至ル	田原町ヲ經テ金杉下町ニ至ル	四、四二〇	一八
七	上野公園前ヨリ駒形町ヲ經テ押上町ニ至ル	上野公園前ヨリ駒形町ヲ經テ押上町ニ至ル	一、〇〇〇	二〇
	東京驛東口城邊河岸ヨリ下槇町龜島橋ヲ經テ新船松町ニ至ル	東京驛東口ヨリ下槇町迄	八〇〇	二乃至二六
	東京驛東口ヨリ下槇町迄	東京驛東口ヨリ下槇町迄	二〇〇	二六
	内譯 下槇町ヨリ龜島橋西詰迄	内譯 下槇町ヨリ龜島橋西詰迄	一、九〇	一八

五 築地三丁目ヨリ入船町、龜島町、濱町三丁目、淺草橋、南元町、北

〔有樂町一丁目ヨリ木挽町三丁目迄〕
〔内譯〕木挽町三丁目ヨリ築地三丁目迄
〔築地三丁目ヨリ月島二號地迄〕

四八〇
一三〇
五〇〇
一八
一八
一五

田原町ヲ經テ金杉下町ニ至ル

六 上野公園前ヨリ駒形町ヲ經テ押上町ニ至ル

七 東京驛東口城邊河岸ヨリ下槇町龜島橋ヲ經テ新船松町ニ至ル

〔東京驛東口ヨリ下槇町迄〕

〔内譯〕下槇町ヨリ龜島橋西詰迄

〔龜島橋西詰ヨリ新船松町迄〕

八 永樂町一丁目濠端ヨリ元千代田町ニ至ル

九 櫻田門外ヨリ新議事堂前ニ至ル

一〇 相生橋南詰ヨリ和倉町、相生町ヲ經テ中ノ郷竹町ニ至ル

〔相生橋南詰ヨリ和倉町迄〕

〔内譯〕和倉町ヨリ中ノ郷竹町迄

一一 東京驛北口錢瓶町ヨリ新常盤橋、小傳馬町一丁目ヲ經テ淺草橋ニ至ル

一二 神田橋内ヨリ淡路町一丁目ヲ經テ本郷三丁目ニ至ル

〔神田橋内ヨリ淡路町一丁目迄〕

〔内譯〕淡路町一丁目ヨリ本郷三丁目迄

一三 一ツ橋内ヨリ南神保町、水道橋、植物園前、大塚跨道橋ヲ經テ巢鴨町
庚申塚ニ至ル

〔一ツ橋内ヨリ大塚跨道橋迄〕

〔内譯〕大塚跨道橋ヨリ巢鴨町庚申塚迄

四、四〇〇
二、〇〇〇
八〇〇
一、三〇〇
一、九〇
四〇〇
二、一〇〇
三、〇〇
二、七〇
六、九〇
二、〇九〇
八七〇
一、二九〇
四二〇
八七〇
三、七八〇
三、一八〇
六〇〇
一八
二〇
二六
一八
二二
四〇
三〇
一三・五乃至二〇
一〇
一三五
一五
一八
一八
一五
一五
一五
一三三

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

一四 大手町一丁目ヨリ一ツ橋内雉子橋、新川橋、飯田橋、山吹町、音羽五丁目ヲ經テ高田町ニ至ル

内譯 大手町一丁目ヨリ一ツ橋内迄
一ツ橋内ヨリ高田町迄

一五 市ヶ谷見附ヨリ市ヶ谷谷町ヲ經テ淀橋町跨道橋ニ至ル

一六 溜池町ヨリ六本木町、青山六丁目ヲ經テ道玄坂下ニ至ル

一七 虎ノ門ヨリ西久保神谷町、中ノ橋、白金臺町ヲ經テ目黒驛ニ至ル

一八 櫻田本郷町ヨリ芝公園ニ至ル

一九 鍛冶橋外ヨリ柳町、彈正橋、高橋ヲ經テ箱崎町四丁目ニ至ル

内譯 鍛冶橋外ヨリ柳町迄
柳町ヨリ箱崎町迄

二〇 芝口一丁目ヨリ虎ノ門ヲ經テ赤坂見附ニ至ル

二一 一ツ橋外ヨリ鎌倉河岸、城邊河岸ヲ經テ新橋驛ニ至ル

二二 雉子橋内ヨリ九段坂下ヲ經テ飯田町三丁目ニ至ル

二三 九段坂下ヨリ富士見町一丁目、半藏門前ヲ經テ新議事堂前ニ至ル

二四 蠣殻町二丁目ヨリ人形町通ヲ經テ岩本町ニ至ル

二五 壹岐殿坂下ヨリ本郷一丁目、一長町、御藏前片町、法恩寺橋ヲ經テ龜戸町ニ至ル

内譯 壹岐殿坂下ヨリ御藏前片町迄
御藏前片町ヨリ龜戸町迄

一三四

四、〇五〇 一五乃至二〇

三、七二〇 一五

一、七二〇 一五

二、四〇〇 一五

三、〇九〇 一五

五八〇 一八

八八二 二乃至一八

二四〇 一八

六四二 一三

一、五二〇 一八

二、〇五〇 一五

八四〇 一五

一、三九五 一五

八八〇 一五

三、六九〇 二乃至一五

一、八七五 一五

一、八二五 一三

二六 淺草區材木町ヨリ吉野橋ヲ經テ三ノ輪ニ至ル

二七 兩國橋東詰ヨリ兩國驛ニ至ル

二八 西大久保町ヨリ新宿驛ニ至ル

二九 木挽町九丁目ヨリ築地四丁目ニ至ル

三〇 南元町ヨリ厩橋通黒船町ニ至ル

一、〇〇〇 一三・五

九五 一八

八〇 一八

一一〇 一五

一〇〇 一五

二五 壹岐殿坂下ヨリ本郷一丁目、二長町、御藏前片町、法恩寺橋ヲ經テ
龜戸町ニ至ル

内譯 壹岐殿坂下ヨリ御藏前片町迄
御藏前片町ヨリ龜戸町迄

八八〇
三、六九〇
一、八七五
一、八一五
二乃至一五
一五
三

二六	淺草區材木町ヨリ吉野橋ヲ經テ三ノ輪ニ至ル	一、〇〇〇	一三・五
二七	兩國橋東詰ヨリ兩國驛ニ至ル	九五	一八
二八	西大久保町ヨリ新宿驛ニ至ル	八〇	一八
二九	木挽町九丁目ヨリ築地四丁目ニ至ル	一一〇	一五
三〇	南元町ヨリ厩橋通黒船町ニ至ル	一〇〇	一五
三一	深川公園前ヨリ砂町ニ至ル	一、五〇〇	三
三二	濱町三丁目ヨリ中洲町、石島町ヲ經テ砂町ニ至ル	二、一四〇	三
三三	濱町三丁目ヨリ新大橋、菊川橋ヲ經テ大島町ニ至ル	一、七七〇	三
三四	中ノ郷元町ヨリ寺島町ニ至ル	一、〇九〇	三
三五	山ノ宿町ヨリ龜岡町ヲ經テ橋場町ニ至ル	八六〇	三
三六	吉野橋ヨリ南千住町常磐線踏切ニ至ル	七〇〇	三
三七	大手町一丁目ヨリ北鞆町、荒布橋、濱町一丁目ヲ經テ兩國橋西詰ニ至ル	一、六四〇	三
三八	龍閑橋北詰ヨリ紺屋町、美倉橋、竹町ヲ經テ入谷町ニ至ル	二、一八〇	三
三九	道三町ヨリ鎌倉河岸、昌平橋、天神町二丁目ヲ經テ池ノ端七軒町ニ至ル	一、九五五	三
四〇	巢鴨宮下ヨリ大塚辻町ヲ經テ池袋ニ至ル	一、〇一〇	三
四一	霞町ヨリ廣尾町ヲ經テ恵比須驛前ニ至ル	一、四二〇	三
四二	今入町ヨリ愛宕町ヲ經テ赤羽橋南詰ニ至ル	一、〇〇〇	三
四三	千束町一丁目ヨリ龜岡町ニ至ル	六三〇	三
四四	入谷町ヨリ山ノ宿町、淺草驛前、本所驛脇ヲ經テ洲崎ニ至ル	三、八七〇	三

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

一三六

四五	荒布橋東詰ヨリ思案橋ヲ經テ小網町四丁目ニ至ル	三〇	三
四六	西久保神谷町ヨリ宇田川町ニ至ル	五〇	三

公園之部

名	稱	坪	數	摘	要
隅田公園	隅田公園		四〇、〇〇〇 ^坪	隅田川沿岸	
江東公園	江東公園		四〇、〇〇〇	深川御料地附近	
日本橋公園	日本橋公園		一〇、〇〇〇	日本橋區内	

港灣之部

第一、横濱港

税關設備ヲ復舊シ第三期擴張計畫ヲ遂行ス。

第二、東京港

港門ヲ大森地先ニ設ケ航路ヲ芝浦地先ニ導キ繫船壁ヲ築造シ永代橋以下ヲ浚渫シ舳溜及船溜ヲ設ケ防波堤及導流柵ヲ配置ス。

航路 延長約三千百間 幅員百間

水深朔望干潮平均水面以下二十五尺

船溜 水深二十五尺 面積約五十六萬坪

舳溜 水深十二尺 面積約十二萬坪

永代橋川口間延長約千四百間 幅員八十間 水深十二尺

繫船岸壁 水深二十五尺 岸壁日ノ出町及芝浦町地先延長約千三百間

物揚場 水深八尺 品川停車場地先延長約八百四十間

防波堤 各砲臺ヲ連結シ月島地先ニ約千九十間ノ假防波堤ヲ設クルノ外砲臺外航路ヲ擁シテ左ノ防波堤ヲ築造ス。

南方面是 延長千百間

航路 延長約三千百間 幅員百間
水深朔望干潮平均水面以下二十五尺
船溜 水深二十五尺 面積約五十六萬坪
船溜 水深十二尺 面積約十二萬坪

永代橋川口間延長約千四百間 幅員八十間 水深十二尺
繫船岸壁 水深二十五尺 岸壁日ノ出町及芝浦町地先延長約千三百間
物揚場 水深八尺 品川停車場地先延長約八百四十間
防波堤 各砲臺ヲ連結シ月島地先ニ約千九十間ノ假防波堤ヲ設クルノ外砲臺外航路ヲ擁シテ左ノ防波堤ヲ築造ス。

陸上設備 上屋約三千七百坪
南防波堤 延長千百間
北防波堤 延長千五百間

第一、京濱運河

神奈川縣鶴見地先ヨリ六郷川ヲ横斷シテ大森地先ニ至ル延長約八千九百間、幅員五十間ヲ朔望干潮平均水面以下十二尺ニ浚渫ス。

第二、市内運河

名	稱	延長	幅員	深度(零點下)	備考
新鑿	第一	三〇〇間	三三間	六尺	新鑿第二ト共ニ横十間川ヲ洲崎川ニ連絡スルモノ
同	第二	三〇〇間	三三間	六尺	間川ニ連絡スルモノ
同	第三	一〇〇間	三三間	六尺	大島川ノ曲線部ヲ直鑿スルモノ
同	第四	一六〇間	一八間	六尺	築地川ト楓川ヲ連絡スルモノ

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

一三八

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	改修	同
濱町川	東堀留川	西堀留川	櫻川	京橋川	楓川	築地川	汐留川	平久川	源森川	北十間川	洲崎川	大島川	横十間川	日本橋川	神田川	築地川	小名木川	第五
四九〇	三〇〇	二二〇	四一〇	三三〇	六七〇	六二〇	二二〇	二二〇	三〇〇	五七〇	二五〇	一一〇	二〇〇	二六〇	六〇〇	三〇〇	一、三五〇	二九〇
八	五	八	八	八	八	八	三	三	三	三	三	三	三	六	六	六	三	八
六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六

東堀留川ト西堀留川及濱町川ヲ連絡スルモノ

横濱街路之部

番號	路	線(起點終點及經過地)	延長(約)	幅員
一	濱町川	國道第一號線市郡境界子安町ヨリ東神奈川、現横濱驛前、戸部六丁目、鹽田、久保町道上ヲ經テ保土ヶ谷町岩間ニ至ル	四、六九	一〇乃至一八

同	同	同	同
櫻	西堀留川	東堀留川	濱町川
四〇	二〇	三〇〇	四九〇
一八	一八	一五	一八
六	六	六	六

横濱街路之部

番 號	路	線 (起點終點及經過地)	延長 (約)	幅 員
一	國道第一號線市郡境界子安町ヨリ東神奈川、現横濱驛前、戸部六丁目、鹽田、久保町道上ヲ經テ保土ヶ谷町岩間ニ至ル	市郡境界子安町ヨリ東神奈川驛前十番町迄	四、七九	一〇乃至一八
二	現横濱驛廣場ヨリ花咲町、櫻木町驛前、辨天橋、本町四丁目ヲ經テ萬國橋南詰ニ至ル	内譯	一、七五	一五
		右終點ヨリ現横濱驛廣場迄	一、三七	一八
		右終點ヨリ久保町道上迄	一、〇七	一二
三	現横濱驛廣場ヨリ辨天橋東詰迄	内譯	六四五	一〇
		右終點ヨリ萬國橋南詰迄	七七六	九
		本町四丁目ヨリ本町一丁目ニ至ル	三四五	一五
四	本町三丁目ヨリ眞砂町、羽衣町、足成町、南吉田町、蒔田町ヲ經テ大岡町高等工業學校前ニ至ル	内譯	三二〇	一三・五
		本町三丁目ヨリ南吉田町七ツ目ニ至ル	二、四六	二乃至三・五
		右終點ヨリ大岡高等工業學校前迄	一、四六	一三・五
五	南吉田町六ツ目ヨリ中村町、根岸町、瀧頭町八幡橋西詰ヲ經テ磯子町郡市境界ニ至ル	内譯	一、〇〇	三
		右終點ヨリ大岡高等工業學校前迄	二、四〇	三

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

一四〇

六 大江橋南詰ヨリ馬車道、尾上町西ノ橋西詰、元町、北方町ヲ經テ本
牧町原ニ至ル

内譯 大江橋南詰ヨリ西ノ橋北詰迄
右終點ヨリ本牧町原ニ至ル

七 神奈川陸橋ヨリ反町、神奈川町二ツ谷、東神奈川驛裏ヲ經テ郡市境
界六角橋ニ至ル

内譯 神奈川陸橋ヨリ神奈川町二ツ谷迄
右終點ヨリ郡市境界六角橋迄

八 淺間町(國道横濱中野線)ヨリ西戸部町、鹽田、藤棚南太田町、霞町
吉岡町五丁目ヲ經テ中村町ニ至ル

内譯 淺間町ヨリ西戸部町(俗稱藤棚)迄
右終點ヨリ霞町迄
右終點ヨリ吉岡町五丁目迄
右終點ヨリ中村町迄

九 神奈川町陸橋東詰ヨリ東輕井澤淺間下ヲ經テ淺間町洪福寺前ニ至ル

内譯 神奈川町陸橋東詰ヨリ淺間下迄
右終點ヨリ淺間町洪福寺前迄

一〇 國道第一號線輕井澤ヨリ反町ヲ經テ神奈川二ツ谷ニ至ル
一一 國道第一號線子安町ヨリ神ノ木ニ至ル

一二 西平沼町ヨリ伊勢町、野毛町、日ノ出町、長者橋ヲ經テ千秋橋南詰
ニ至ル

内譯 西平沼町ヨリ伊勢町ニ至ル
右終點ヨリ日ノ出町ニ至ル
右終點ヨリ千秋橋南詰ニ至ル

二、五九二 二三乃至三・五

九二 一三・五

一、六八〇 三

一、二〇〇 九乃至三・五

三四五 九

八五五 一三・五

二、二四〇 九乃至三

七五〇 三

七九〇 一〇

二四〇 三

三六〇 九

一、四八七 九乃至三

八四七 九

六四〇 三

九六二 三

七五〇 九

一、四九八 一〇乃至三

六九二 三

三五〇 〇

四二六 三

一〇	内譯 神奈川町陸橋東詰ヨリ淺間下迄	八四七	
一〇	右終點ヨリ淺間町洪福寺前迄	六四〇	
一一	國道第一號線輕井澤ヨリ反町ヲ經テ神奈川ニツ谷ニ至ル	九六二	二二
一一	國道第一號線子安町ヨリ神ノ木ニ至ル	七五〇	九

一二	西平沼町ヨリ伊勢町、野毛町、日ノ出町、長者橋ヲ經テ千秋橋南詰ニ至ル	一、四八八	一〇乃至二二
	内譯 西平沼町ヨリ伊勢町ニ至ル	六九二	三
	右終點ヨリ日ノ出町ニ至ル	三五〇	一〇
	右終點ヨリ千秋橋南詰ニ至ル	四一六	三
一三	車橋ヨリ中村町字打越ヲ經テ山元町ニ至ル	三三〇	一〇
一四	石川町一丁目ヨリ中村町中村橋ヲ經テ蒔田町六反目ニ至ル	一、七二〇	九
一五	蒔田町六反目ヨリ井土ヶ谷町、大岡川村永田ヲ經テ保土ヶ谷町岩間ニ至ル	一、三五五	九乃至二二
	内譯 蒔田町六反目ヨリ井土ヶ谷町法心下迄	六〇〇	九
	右終點ヨリ大岡川村永田迄	四二五	二
	右終點ヨリ保土ヶ谷町岩間迄	三四〇	一〇
一六	櫻木町一丁目ヨリ野毛町三丁目、日ノ出町、初音町、南太田町ヲ經テ井土ヶ谷ニ至ル	一、七二〇	九
一七	西戸部町鹽田ヨリ同町反目ニ至ル	四七五	九
一八	千歳町二丁目ヨリ千歳橋ヲ經テ南吉田町字南七ツ目ニ至ル	一、四六三	二
一九	新横濱驛ヨリ平沼町三丁目ヲ經テ現横濱驛廣場ニ至ル	三二二	一八
二〇	國道第一號線神奈川町十番町ヨリ東神奈川驛ニ至ル	二二六	一五
二二	平沼橋南詰ヨリ岡野町新田間橋ヲ經テ淺間下ニ至ル	三九〇	二

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

一三二	横濱税關前	一四二
一三三	北方町小港ヨリ新山下町ニ至ル	九七
合	計	二五〇
		二九、八九三
		一〇
		一五

横濱公園之部

名	稱	坪	數	摘	要
日ノ出川公園			四、八〇〇 ^坪	日ノ出跡地	
山下公園			一五、〇〇〇	山下町埋立地	
野毛山公園			二〇、〇〇〇	野毛山貯水池跡及隣接地	
神奈川公園			六、〇〇〇	神奈川區有水面埋立地	
計			五三、〇〇〇		

横濱運河之部

運河(起點終點及經過運河河川名)	延長(約)	幅員
山下橋ヨリ堀川、中村川及堀割川ヲ經テ八幡橋ニ至ル	二、九〇〇 ^間	一八 ^間

宮尾副總裁諮問案の内容に付説明あり、之に對し吉植評議員外數名の質問あり、後藤總裁宮尾副總裁説明をなし、近藤評議員の動議に依り、議案を三部に分ち特別委員に附託審議する事に決し、會長より左の通委員を指名なし散會す。

第一部委員會街路公園及市場防火地區及建築助成土地區劃整理に關する事項

- 委員長 伯爵 林 博 太郎
- 委員 鳩山 一郎
- 委員 岡野 昇

伊東 忠 太

宮尾副總裁諮問案の内容に付説明あり、之に對し吉植評議員外數名の質問あり、後藤總裁宮尾副總裁説明をなし、近藤評議員の動議に依り、議案を三部に分ち特別委員に附託審議する事に決し、會長よ

り左の通委員を指名なし散會す。

第一部委員會街路公園及市場防火地區及建築助成土地區劃整理に關する事項

委員長 伯爵 林博太郎
委員 鳩山一郎
岡野昇
伊東忠太

第二部委員會港灣運河に關する事項

委員長 子爵 大河内正敏
委員 上山滿之進
若尾璋八
宇佐美勝夫
藤山雷太

橋本圭三郎
大橋新太郎
永田秀次郎
長岡外史
近藤達兒
關一
渡邊鐵藏
澤柳政太郎

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

第三部委員會橫濱に關する事項

委員長
委員

- | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-----|-----|------|-----|------|-------|-------|------|-------|------|----------|-----|------|---------|
| 伊東米治郎 | 廣井勇 | 井坂孝 | 梶原仲治 | 秋田清 | 内藤久寛 | 渡邊勝三郎 | 安河内麻吉 | 三木武吉 | 伊澤多喜男 | 平沼亮三 | 子爵 井上匡四郎 | 秦豊助 | 兒玉謙次 | 男爵 毛利五郎 |
|-------|-----|-----|------|-----|------|-------|-------|------|-------|------|----------|-----|------|---------|

イ 第一部委員會決定要領

第一部委員會は十一月十六日以降回を重ねること三度、審議の結果左の希望條項を附し可決せり。

希望條項
本會ニ提出セラレタル諮問案ニ添付セル圖面及附屬書類ノ内容ニ付テハ考慮スヘキ點多々アルヘキ

モ、今之ヲ審ニ研究スルノ餘日ナキヲ以テ右ハ單ニ參考案トシテ之ヲ認メ將來適當ナル時期ニ於テ
實施計畫ヲ立テ再ヒ本會ニ諮問セラレムコトヲ望ム。
尙左ノ諸點ニ考慮セラレムコトヲ望ム。

街路之部

一 地下鐵道ハ市内ニ可成多クシ且普遍的ニ敷設スルコト
二 道路計畫ニ付テハ高速度鐵道建設ニ支障ナキヲ期スルコト

イ 第一部委員會決定要領

第一部委員會は十一月十六日以降回を重ねること三度、審議の結果左の希望條項を附し可決せり。

本會ニ提出セラレタル諮問案ニ添付セル圖面及附屬書類ノ内容ニ付テハ考慮スヘキ點多々アルヘキ

モ、今之ヲ審ニ研究スルノ餘日ナキヲ以テ右ハ單ニ參考案トシテ之ヲ認メ將來適當ナル時期ニ於テ實施計畫ヲ立テ再ヒ本會ニ諮問セラレムコトヲ望ム。

街路之部

- 一 地下鐵道ハ市内ニ可成多クシ且普遍的ニ敷設スルコト
- 二 道路計畫ニ付テハ高速度鐵道建設ニ支障ナキヲ期スルコト
- 三 放射線環狀線其ノ他都市計畫トシテ決定セル路線ヲ實施スルコト
- 四 國ニ於テ施行スヘキ街路ニハ其ノ鋪裝工事ヲモ併セ施行スルコト
- 五 交通防火衛生美觀ノ爲主要街路ノ交叉點其ノ他數箇所ニ廣場ヲ設クルコト
- 六 地下埋設物ノ整理ヲ行フコト

公園及市場之部

- 一 公園及分市場ハ出來ル限リ之ヲ増設スルコト、公園ノ候補地トシテハ例ヘハ砲兵工廠及糧秣廠跡隅田川兩岸ノ如キヲ考慮スルコト
- 二 官有地ハ可成公園敷地トシテ無償ニテ市ニ下附セラレタキコト

防火地區及建築助成之部

- 一 街路ニ面スル建築線及宅地間ノ境界線ハ六ヶ月以内ニ之ヲ決定シ、買收ノ必要アル土地ハ一ケ年以内ニ之ヲ終ルコト
- 二 建築線間ノ距離ハ二間以上トスルコト
- 三 防火建築助成ノ爲一般ニ補助金ヲ下附シ、其ノ計畫ニ必要ナル法律ヲ定ムルコト
補助金トシテハ總額少クトモ一億圓ノ支出ヲ希望スルコト

土地區劃整理之部

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案